

第百六十六回国 参議院厚生労働委員会會議録第三十号

平成十九年六月十八日(月曜日)
午後一時開会

委員の異動

六月十四日

辞任

片山虎之助君
舛添 要一君

補欠選任

南野知恵子君
藤井 基之君

六月十五日

辞任

神取 忍君
南野知恵子君
松村 祥史君
小川 敏夫君
直嶋 正行君
柳澤 光美君
山本 保君

補欠選任

坂本由紀子君
荻原 健司君
武見 敬三君
森 ゆうこ君
山本 孝史君
尾立 源幸君
渡辺 孝男君

六月十八日

辞任

藤井 基之君
尾立 源幸君
山本 孝史君
渡辺 孝男君

補欠選任

神取 忍君
柳澤 光美君
小川 敏夫君
谷合 正明君

出席者は左のとおり。

委員長

鶴保 庸介君

理事

委員

阿部 正俊君
中村 博彦君
足立 信也君
津田弥太郎君
浮島とも子君
荻原 健司君
神取 忍君

事務局側

参考人

早稲田大学法学
院教授 博士
佐藤 英善君
社会保険新組織
の現実に向けた
有識者会議座長
有限会社セレー
ノ代表取締役
社会保険新組織
の現実に向けた
有識者会議委員
社会保険審議会
年金部会委員
株式会社日本総
合研究所調査部
主任研究員
社会保険審議会
年金部会委員
中央社会保険推
進協議会事務局
長
山田 稔君

岸 宏一君
坂本由紀子君
清水嘉子君
中島 真人君
中原 爽君
西島 英利君
小川 敏夫君
櫻井 充君
島田智哉子君
下田 敦子君
柳澤 光美君
谷合 正明君
小池 晃君
福島みずほ君
松田 茂敬君
杉山 千佳君
西沢 和彦君
山田 稔君

函館大学客員教授 磯村 元史君

本日の会議に付した案件

○日本年金機構法案(内閣提出、衆議院送付)
○国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に
係る時効の特例等に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日までに、片山虎之助君、舛添要一君、直嶋
正行君、山本保君及び松村祥史君が委員を辞任さ
れ、補欠として荻原健司君、森ゆうこ君、谷合正
明君、坂本由紀子君及び武見敬三君が選任されま
した。

○委員長(鶴保庸介君) 日本年金機構法案、国民
年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の
一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給
付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関す
る法律案、以上三案を一括して議題といたしま
す。

本日は、三案の審査のため、五名の参考人から
御意見を伺います。

本日御出席いただいております参考人の方々を
御紹介申し上げます。

まず、早稲田大学法学院教授・法学博士・
社会保険新組織の現実に向けた有識者会議座長の
佐藤英善参考人でございます。

有限会社セレーノ代表取締役・社会保険新組織
の現実に向けた有識者会議委員・社会保険審議会

年金部会委員の杉山千佳参考人でございます。
次に、株式会社日本総合研究所調査部主任研究
員・社会保険審議会年金部会委員の西沢和彦参
考人でございます。

次に、中央社会保険推進協議会事務局長の山田
稔参考人でございます。

函館大学客員教授の磯村元史参考人ございま
す。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し
上げます。

本日は、御多忙のところ、御出席をいただき
まして、誠にありがとうございます。当委員会を
代表しまして、私の方から御礼を申し上げます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をいただき
まして、三法案の審査の参考にさせていただきます
いと存じます。忌憚のない御意見をお述べをいた
だきたいと思っております。どうぞよろしく一日お願い
いたします。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参
考人の皆様からお一人十五分以内で御意見をお述
べいただき、その後、委員からの質疑にお答えを
いただきますと思っております。

なお、参考人、質疑者ともに発言は着席のまま
で結構でございます。発言は、私の方から指名を
させていただきますので、挙手の上、よろしくお
願いをいたします。

それでは、まず佐藤参考人をお願いいたしま
す。佐藤参考人。

○参考人(佐藤英善君) 先ほど御紹介をいただき
ました佐藤英善と申します。早稲田大学で行政法
を専攻しております。このような貴重な時間をい
ただいて、いろいろ意見を述べさせていただく機
会をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

私は、平成十七年に、七月でございましたが、

厚生労働大臣の下に設けられました有識者会議、これは社会保険新組織の実現に向けた有識者会議でございますが、その座長をしておりますし、かつて公務員制度調査会の委員もやっておりますので、本日は、行政法の研究者という立場に加えまして、今のようなこれまでの多少の知見も加えさせていただきます、発言をさせていただきますと存じます。さらに、やはり私も被保険者の一人でございますから、国民の立場から是非いろいろ述べさせていただきますと存じます。

まず、この間、私自身も哑然と実はしております。というのは、やはりかつて年金制度の基金がいろいろ無駄遣いされて食食されてきましたし、もう一つは、基本的に国民の立場に立った運営がこれまで行われてきたとは言えなかったからでございます。

まず、問題の所在と背景ですが、今回の年金制度の運用の問題点は、ずさんな年金記録の管理問題に象徴されておりますように、すべてここに表れているかと存じます。

御案内のとおり、年金番号への未統合の記録であるとか、オンライン上に収録されていないがマイクロフィルム上には存在するとか、オンライン上にもマイクロフィルム等にも記録がないけれども領収書等によって納付が判明している例とか、こういう例でございますけれども、オンライン以前の台帳管理とか磁気テープ化する際のミスとか、あるいは完全な番号制度の実施の遅れ、あるいは基礎年金番号への統合の遅れ等、いろいろその原因はございますけれども、制度変更時の対応や名寄せのプロセス、その進捗状況等の工程管理並びにチェックシステムなど組織管理の基本を欠いていたと、制度を統括する経営レベルあるいは具体的に現場を預かる職員の皆さんのレベルでもやはり十分国民の立場に立った運営は行われていなかったと存じます。そして、年金制度の運用が基本的に申請主義で成り立っていることが示しますように、先ほど申し上げましたように、国民の立場から制度設計あるいは運用が行われてきたとは言えない。そういう意味では、組織的管理責任、長期的見通しに立った管理体制が確立していたとは言えないのではないかと、そういうふうな指摘されてもやむを得ないと存じます。

改革の経緯でございますけれども、社会保険庁は、このような様々な問題が生じる中で、平成十六年に民間出身の長官の下で社会保険庁改革を進めてまいりました。一つは国民サービスの向上、二つは予算執行の透明性の確保、三つ目は個人情報保護の徹底、四つ目は保険料徴収の徹底、五つ目が組織改編などであります。

組織改革につきましては、有識者会議を設置して議論してまいりまして、平成十八年の通常国会にねんきん事業機構法案、国の特別の機関としてつくるという提案をいたしましたけれども、その間、国民年金保険料の免除等の事務の不適な処理等がございまして、結局、審議未了、廃案になったわけでございます。このため、今回新たに日本年金機構法案、法人化の問題と非公務員化を盛り込んだ法案が提出された、こういうことでございます。

有識者会議で特に組織の問題を検討したわけでありまして、年金問題は国民サービスというときも中断するわけにまいりませんから、並行して業務改革など、いわゆるねんきん定期便等がその一つでありますけれども、その導入、あるいは人事制度の見直しと並行してやっております。

他方、組織改革のポイントは次の四点にございます。第一は、国民の老後の生活を支える年金の管理運営は、国民の皆さんに安心してお任せいただくために、国の責任において行う。この点については、今回の法案でもこの大原則はきちっと堅持されておりますから、私どもとしても十分賛成できる点でございます。さらに、年金記録の管理責任、これが国民から見ればこれで大丈夫かと、こういうことでございまして、この点についても国に責任がきちっとあると、そういう観点から法案ができておりますので、その点でもよろしいかと思っております。

第二の点は組織のつくり方の問題でございますが、役所の行政の組織はそれぞれが監査とか監督とか仕組み、監督の仕組みはございますけど、必ずしもきちっとございせん。お金のことは会計検査院、業務監察は総務省の行政監察局、こういうことですので、まず意思決定機能、執行機能、監査機能という三つの機能を強化してその役割分担をきちっとしていくという、さらに被保険者や事業主の意見等を反映できるような業務運営ができるようにする、これが一つの課題でございまして、意思決定につきましては、通常の省庁ですと独立機関、トップが一人でありますけれども、そうではなくて、今回、私どもの考え方は合議制機関をきちっと取る。今回の法案でも、理事会が設けられ、そこに合議制機関が設けられる、さらに非常勤理事などを置きまして、外部の知見を持った意見を述べていただく機会、民間企業にある外部の非常勤取締役のような役割を担う機構も盛り込んでございますので、この点も賛成できると思っております。

それから、新法人には運営評議会を設けるという構想でございますから、私どももやはり年金受給者などの意見を反映していただく組織を是非つくってほしい、こういうことでございまして、これもよろしいかと思っております。平成十六年の夏に社会保険事業運営会議を社会保険庁、設けましたけれども、日本年金機構でも同様な組織をつくっていただくことが重要と考えております。

監査機能につきましては、これは、他の独立行政法人などと同様に、監事による業務監査、会計監査等を設定する、さらに外部の会計監査人ないしは監査法人による適正な監査が行われるような仕組み、これをきちっと取り上げる。

業務執行については、それを担うのは人でありまして、その人たちが適正かつ効率的な業務執行ができるような人事制度をつくる。能力主義、実績主義に応じた人事とか、あるいは研修等による人材育成とか、あるいは民間のノウハウ等を十分取り入れ、業務の特性に合わせた人事管理ができるようにする。顧客サービス本位でコスト意識を十分持った、そういう職員の採用とか育成等を行っていく、こういうことが重要だと存じますけれども、今回は非公務員化するわけでございまして、この点は更に効果的に実現できると思っております。

第三は、年金制度の仕組みや運用が年金加入者の立場に立ったものとならなければならない、こういうことでございます。

これは、先ほど申しましたように、典型例がすべて申請主義に過度に依存してきたんだと。御本人のことは御本人が一番知っているはずだ、法律も申請主義ででき上がっている、年金の裁定時に本人の申出に基づいて記録を確認したり訂正したり基礎年金番号に統合すればよいという発想、これらが大体、日本の行政一般の基本的考え方なんです。大体やる側の論理で、行政を行う側の論理でほとんどでき上がっている。これが、公共サービスという分野になると著しく国民を軽視する形の運用になりかねない。今回はそれが典型例だと思っております。

途中で申し上げましたように、業務改革で百六十項目にわたる業務改革を進めておりますけれども、これは今申し上げた点を勘案した結果でございます。

この点に関連しましては、総務省に第三者により構成された委員会などをつくって不明な被保険者資格の認定を行う、こういうことでありますし、あわせて、これまでの年金制度の運用の問題点を洗い出すために、行政監察の一環ですけれども、検証委員会が設置され、既に活動を始めています。大変喜ばしいと思っております。

第四が、年金制度やその運用を行う人々の問題、職員の問題でありますけれども、これは法人化あるいは非公務員化の問題でございまして、その

点について申し上げます。

今回、法人化と非公務員化が提案されており、その意義は二つあると存じます。

一つは、国民の目から見て、年金制度の運用はもはや行政組織にはゆだねられない、公務員には任せられない、そういう根強い不信感がございまして、今回思い切って非公務員化することによって国民の信頼を回復せざるを得ない。国も本当にやる気があるのかと、そういうことでありますから、これを非公務員化することによってその意思もきちっと示す、働いている皆さんも血を出す面があるかもしれないけれどもやむを得ない、こういうことだと思えます。

もう一つは、やはり非公務員化することにより年金業務にかかわる職員制度改革のメリット。これは幾つかございすけれども、やはり年金制度という業務の特性に合わせた人の採用あるいは登用、そういうことができるような仕組みが取れるかと思えます。

それから、次の問題であります。職員の給与なんかの設定につきまして、公務員の場合ですと、やはり労働基本権の制約があることから、これは法律で定められた俸給表、人動を基準にした給与表等を作っていくわけでありすが、そうすると、やはり柔軟性を持たせるとしてもやはり制約がある。

一方、日本年金機構は非公務員化するわけですので、独自の給与体系をつくることができますし、勤務年数に応じた部分とか能力、実績に応じた部分、役職の重さ、あるいは新法人の業務や組織の特性、こういうものを勘案した、最適にそれを組み合わせた制度がつくれるでしょうし、能力と実績に応じた在職管理、昇任昇格等が行い得るんではないかと思えます。採用も、独自に業務に合わせた基準で採用できる、そういうことです。で、非公務員化はこれはやむを得ない、あるいはその方が確かな制度が設計できる、こういうことだと思えます。

それから、公的なサービスの問題でございます

けれども、やはり年金業務は大量の実施業務を行いますので、現在、普通ですと、通常の行政組織でやれませんが、社会保険庁のような外局にするとか、あるいは独立行政法人や特殊法人などの公法人にしていって、これが行革の流れでございすが、やはり法律で業務が定められる独立行政法人や特殊法人は営利企業ではありません。民間との競争関係にもありません。このことが親方日の丸風の意識、ぬるま湯につかった運営に陥る危険性がございすけれども、しかし、今後業績が悪ければ、問題があれば、国会の御判断で法律改正などにより廃止も可能ですし、業務の見直しも可能です。大臣から任命された役員の更迭も可能でございすので、日本年金機構はより緊張感を持った規律の高い組織にできる、こういうことだと思えます。

最後に一言申し上げますが、やはり年金問題は国民の老後の生活を支える生命線です。今日、国民のだれもが、我々の老後は大丈夫か、国は一体何をやっているのかと、正に国や行政、そして政治の意義さえ問われかねない、こういう実情にございすので、まず、年金制度については国が責任をきちっと持つ、年金記録問題についても徹底して調査を行い、権利が時効で消滅することがないよう対応をしていただくなどの点を今更に明確にさせていただけると存じます。そして、国民をいつときも早く安心させていただきたい。

もう一つは、今社会保険庁に働いている職員の皆さんも、今後自分の身分がどうなるのかと大変不安な状況で仕事をなさっていると思えます。早く制度変更をするならするで決断していただいで、新組織への業務のバトンタッチを早急にやっていたいただきたい。そのために、是非、先生方におかれましては、今回の政府提案の日本年金法案や年金時効特例法等の関連法を早期に実現していただければ、私としては大変有り難いと考えている次第です。

以上でございます。

○委員長(鶴保庸介君) ありがとうございます

た。

次に、杉山参考人をお願いいたします。杉山参考人。

○参考人(杉山千佳君) ただいま御紹介をいただきました有限会社セレーノ代表取締役の杉山と申します。

本日は、参考人として陳述の機会をいただきまして、厚くお礼申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は元々、子育て支援や少子化対策に関する分野でジャーナリストとして活動する傍ら、家族政策に関する新しい制度や仕組みづくりの問題、現場における子育て支援のNPO法人と行政の協働のコーディネートなどに従事しております。その立場から、平成十四年から始めました社会保障審議会の年金部会委員と今回の年金部会、そして平成十七年から始めました社会保険新組織の実現に向けた有識者会議にも参加させていただきまして。今日は、その経験を踏まえて意見を述べさせていただきます。

まず、今回の記録問題などを見てみると、国民は非常に不安を感じているのだということを実感します。では、何に不安を感じているのかといふと、私の年金大丈夫かしらという目の前のこともさながら、実はもっと漠然としたところで、ただただ未来に対して不安を感じているのではないかとといった印象を持っております。

ここで国やマスコミが行うべきは、何か悪いところを見付けては糾弾し、不安をあおり、国民を混乱させることではなく、何が不安をもたらしているのか、その要因を突き止めてそれを取り除き、少しでも安心して暮らしていけるよう正しい情報提供を行い、環境を整備することではないかと思えます。

この不安の根っこには少子高齢化があると思えます。子供の数がどんどん減っていくというこれまで日本が通用しなくなってきたり、これからどうしていくか分からなくなってきたり、これらではないで

しょうか。子育て支援の現場にいてつくづく感じるのですが、これまでの価値観ではもはや駄目なのだというのを国民一人一人が謙虚に受け止めて、意識を変え、行動を変えることが求められているのだと思えます。

具体的な不安の問題に話を戻しますと、第一は老後の不安があります。そこには、年金制度そのものの不安と、実務を担当する社会保険庁に対する不信、根本的なところで少子化などがあるうかと思えます。

年金制度そのものの問題は、今議論しています年金部会などで集中的に検討し、実務を行う社会保険庁の問題とは切り離して考えた方がよいように思いますが、二点だけお話をさせていただきますと、ワーク・ライフ・バランスの推進を始め、これまでの終身雇用の働き方とは違った多様で柔軟な働き方だれもが働く時代に入りましたと思えます。年金制度もこうした変化に対応した制度であることが求められています。制度が私たちの新しい働き方を妨げることがないよう御配慮いただきたいと思えます。

そして、年金制度は世代間の扶養で成り立っていること、不安がっている御高齢の人たちを支えているのは、少子化で人数が減っているものと不安で不安定な若い人たちであります。若い人たちは大人のしているのを見ています。先々、私たちの子供たちに過剰な負担を負わせるようなことは避けていただきたい。互いに譲り合う気持ちの中でみんなの幸福を探っていけたらと考えております。

さて、信頼できる年金制度をつくったとして、それがよく機能しなければ制度そのものも信頼はなくなってしまう。今の年金制度はこのような危機にさらされていると言えます。とにかく、どのような制度になろうとも、しっかりと機能する組織として出直していただきたいと切に願っております。

私は、新組織実現に向けた有識者会議に参加させてもらって、社会保険庁という役所がいかに旧

態依然とした古くて硬直化した組織であったかというところを目の当たりにしました。今の村瀬長官は、この組織を改革するために平成十六年に長官に就任されたのだと思います。その後、有識者会議で議論をして感じたのは、少なくとも今の社会保険庁はこの事態を重く受け止め、庁を挙げて改革を断行しているなということでした。その間にも、現場の事務所で収納率を上げるために不適正な事務処理をしたといった問題が発覚し、指示系統が分断されているなど風通しの悪い組織の仕組みの問題が浮上したりして、委員は皆ひどくがっかりもしました。それでも、年金に対する不安や不信を少しでも取り除くためにこの組織が変わって、くれることを祈ってやっています。

その流れでいいますと、今回の記録の問題も、社会保険庁改革を進めてきたから問題が表面化したことであり、なぜこのような問題が起きたのか、なぜ発見が今になってしまったのか、原因の追求は徹底的に行っていただきたいですが、ミスはきちんと訂正していただきたいですが、それ以上に、過去の皆さんの責め立てても建設的ではないと思います。改革を進める中で出てきた過去の問題ですから、改革はある意味前進していると言えるでしょう。ここで無駄に時間をロスするよりは、国民の皆さんに、今社会保険庁は何をしているのか、新しい組織とはどのようなものかを十分に説明し、肅々と業務を進めていっていただければと思います。

以下、新組織に対して五点ほど意見を述べさせていただきます。

役所はこれまで窓口に来たら対応するという方法を取ってきたようですが、これからはユーザー側の立場に立つてこちらから情報を届けるという仕組みに切り替えるべきだと思います。ねんきん定期便という新しい通知制度ができただけですから、このサービスについてももっとPRし、窓口に行っても待たされなくてもちゃんと手元にあなたの情報が届きますよということを周知した方が、私たちは安心するし、自分の年金だとい

うことに対しての関心も高まると思います。これらもユーザーである国民の意見を聴いて対応を改善していくなど、利用者本位でサービスの向上に努めていただけたらと思います。

次に、年金教育についてですが、国民の年金に対する理解が余りに表層的だと感じています。スウェーデンの中学生の公民の教科書には、社会保障の説明や年金制度についても、制度や仕組みで説明するのではなく、年を取るとはどういうことか、自分の親やおじいちゃん、おばあちゃんが年を取るとどうなるのかといった身近な生活の問題として理解できるように書いています。我が国の教育問題にも関係しますが、私たちが守る生活の根底にある制度の話ですから、単に暗記して知識にするのではなく、何をどのように若い人に伝えていくか、教育の専門家なども意見を交えて考えていっていただけたらと思います。できれば、授業の中にもきちんと組み込み、指導内容そのものの検討もしていただけたらと思います。

また、新組織は様々な経過の中で非公務員化による新しい法人として再出発しようとしていますが、そこでは、これまでできなかった国民の漠然とした不安を取り除くサービスを是非行っていたきたいと思っています。具体的には、年金や社会保険とライフプラン、それにまつわるお金の相談など包括的に乗れるような窓口を是非設置していただけたらと思います。高齢化社会において豊かな老後とはお金があることだけではないと思います。日々の暮らしの中で、何にお金を使って人生を楽しむのか、医療、介護、そして次の世代をどううはぐむのか、国民にとってはすべて自分の問題であり、縦割りで処理できる問題ではありません。そんな血の通った会話が出来る窓口を私たちは求めています。

残り二つは組織に対してですが、どんな事業を行うときでも常に費用対効果については検証を続けていってほしいと思います。

税金なり保険料なり、国民の負担の下で業務が行われるわけですから、幾らお客様主義とはい

え、必要以上のことはしていただくなくても結構だと思っています。常に国民の信頼を勝ち得るという視点で必要な業務を精査して行っていただけならと思います。そのためには、検証、評価、改善、実施の繰り返しが必要だと思います。マンネリズムに陥らないよう自己管理しながら、併せて外部評価も受けながら進めていただけたらと思います。

また、有識者会議の議論を通して私が特に実感しましたのは、社会保険事務所に勤務している人たちの顧客満足度に対する意識の低さでした。どちらを向いて働いているのか、何を目指して働いているのかといった動機付けもいまままやっていたのだろうかと思ってしまうことも少なくありませんでした。

近年、村瀬長官は積極的に現場に出向き対話を行うなど改革はかなりよくやっていると聞いていますが、職場の風通しや雰囲気良くすること、前向きな気持ちでみんなが一体となって働ける職場づくりは、利益を追求する組織でないだけに難しいと思います。研修などを通して意識とスキルの両方を高めるような人材養成を行ったり、組織運営や人材の採用なども外部のアドバイスを受けながら積極的に変革していただけたらと思います。

繰り返しになりますが、社会保険庁を改革しただけではこの国民の不安のすべてを取り除くことはできないと思います。少なくとも大きな要因の一つを取り除くことはできるのではないかと思います。当たり前のことを当たり前に行うというのは言うはやすしで実は難しいことではあります。それがこそ信頼につながると思います。私たち国民もど元過ぎればならないよう、自分の問題として見守っていきいたいと思っています。

以上をもちまして私の意見を終えさせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(鶴保庸介君) ありがとうございます。

次に、西沢参考人をお願いいたします。西沢参考人。

○参考人(西沢和彦君) 日本総合研究所の西沢和彦でございます。

本日は、大きく分けて二つのことを申し上げさせていただきますと思います。お手元にレジュメを配らせていただいておりますので、これに沿って話を進めてまいります。

一つは執行機関改革。社保庁改革と申しますのは、行政、制度を運営する執行機関の改革であるというふうな位置付けられると思いますが、執行機関改革に必要な視点と改革の方向性について、まず述べさせていただきます。

社保庁改革を行うというのは、社保庁をたいて留飲を下げたり、懲らしめて喜ぶというのではなく、あくまで国民が幸せになるためのものであり、社会保障制度がより便利に低コストで確実に執行されるために何をすればいいのかといったことが大目的であるというふうに思います。

これも具体的に六つほど申し上げますと、一つが納税協力費用、英語で申しますとタックス・コンプライアンス・コストというふうに言います。これが行政費用の抑制です。

タックス・コンプライアンス・コスト、納税協力費用とは何か。我々は日々、税、社会保険料を支払うために金銭的、時間的なコストを費やしております。税理士、社会保険労務士の方への委託費用あるいは人事部の人事費、パソコンソフト、ハードの費用、あるいは納税に係るあれこれ思案を巡らせる時間などなど、こういったものを納税協力費用と申します。

税理士の先生が税務職員より多いことを考えても納税協力費用は膨大に上るといったことは想定されますし、これは米国の推計ですけれども、IRS、内国歳入庁のコストが年間九十五億ドルであるのに対して、米政府の推計では納税協力費用は一千七十億ドルから一千八百五十億ドル、十倍から二十倍に及んでいると、こういった推計が出ております。

そうしますと、行政費用と、我が国では税、社会保険料合わせて約二兆円ございしますが、行政費用と納税協力費用、これをトータルで合わせてより安くしていくといったものが徴収機関、執行機関改革の目標の一つであるはずで、まず、こういった目標が今回の日本年金機構法案の中にあつたのか、あるのかといったことを一つ問いたいと思います。

二つ目が国民の利便性の向上です。

例えばこういった事例がございます。税制で社会保険料控除という控除があります。国民年金の第一号被保険者の方は、社会保険料の納付証明書、これが社会保険料から手元に送付されてきます。第一号被保険者は全国で約二百万人おられますが、納税者はそれを受け取って確定申告書に添付してまた税務署に出すと、国からもらった紙をまた国に出す、こういった無駄が行われているわけです。これも例えば税と社会保険料が一括徴収されていけば無駄が省けるわけです。

これ以外にも、例えば事業所の方。税、社会保険料、国税は税務署に、地方税は市町村に、社会保険料は社会保険庁と都道府県ごとの労働局にそれぞれ納めると、こういった無駄もあるわけです。こういったことが省ければ、事業主の方は本来の事業によりお金と時間を投入することができると。どれほど経済成長に寄与するか分かりません。

第三に、制度と執行のバランスです。

執行というのはあくまで制度をうまくオペレーションしていくためのものです。我が国の社会保険制度というのは見ますと、非常に執行の難しい制度になっていると私は思います。例えば、国民皆年金、このような崇高な理念を私も持つていますが、所得のない人からも保険料をきちんと払ってもらいそれに応じて給付を行うというのは、制度としては、非常に理念としては美しいですけれども、いざ執行してみると非常に困難なことがあります。それが現実のものとなつて現れているのが、国民年金保険料の未納、未加

入問題。特にこれは社保庁の方々の責任に帰されるところが多いですけれども、制度自体、非常に執行の難しいものであるといったことを認識する必要があります。

また最近では、現在法案が出されているかと思いますが、厚生年金のパート適用拡大問題。現在は正社員の労働時間の四分の三という単一の基準ですけれども、ここに九万八千円という年収基準を設け、さらに、従業員規模三百人以上という事業所の規模基準を設けると。千二百万人いるパートの中からこれらの基準を満たす人たちをピックアップするというのは、大変な仕事になってしまいます。

そうしますと、これだけの制度を執行していくためには、本来であれば費用をより掛けなければいけないかもしれない。国民皆年金という我が国の目標を達成するためには、もっとオペレーションにコストを掛けなければいけないかもしれない。それはお金だけではなくて、行政者の説明であつたりするわけです。そうしますと、費用削減一辺倒、六分割といったスローガンの下で執行機関改革をしていくことが、果たして社会保障制度の安定的な運営につながるのかといったことを第三に問わなければいけないかと思っています。

第四に、執行の強化です。

これは、昨年九月、総務省行政評価局の調査でも明らかにりましたが、厚生年金に入っている事業所は、適用している事業所は現在約百六十万、加入していないと推計されるものが六十三万から七十万、加入していない人たちとみなされる方々が約二百七十万、これだけの方々の未適用事業所、未加入者がいる。この数字以上に深刻な事態です。例えば、転職を繰り返している、中小零細な事業所にお勤めになつていらっしゃる方々、本来は最も老後の所得を保障されなければいけない方々が老後所得が不安定な状況に陥っている。これは是非とも食い止めるなければいけません。

厚生年金の適用拡大といえども、執行に穴があつたのではパート労働者に対する適用強化と

いったこともできないわけです。制度と執行というのは両輪であつて、これから考えますと、就業形態の多様化、労働の流動化など、適用の強化といったものはますます難しくなると考えられます。そうしますと、執行機関改革に当たっては、こうした方々をきちんと社会保険の適用できるかどうかといったことが十分に練られていないわけばいけません。

善、維持といったことがあると思います。今申し上げましたことというのは、いずれも国民のためにどうすればいいかといったことを私なりに考えたもので、大方の方はこれに異論はないというふうには私は思います。

第五に、社会保険料の性格に合致した執行機関

求められると思います。

これはやや抽象的なことかもしれませんが、ちよつと辛抱してお聞きいただきたいと存じますが、社会保険料というふうには保険料の名を付けられて我々は日々徴収なり納付を行つておりますけれども、保険料と名は付きつつも、もはやこれは非常に租税に近い形になっております。と申しますのも、幾つか理由がありますが、賦課方式で運営されている。現役の所得から一定割合を払つてもらわなければならない。もう制度は数年たてば立ち行かなくなってしまう。どうしても払つてもらわなければならないものである。したがって、強制徴収をしていけると、税と同じく。さらに、所得再分配を世代間、世代内で行つていけると。先ほど世代間扶養という言葉もありましたが、そのとおりでして、若者がきちんと払わないと年金給付もできない、高齢者医療の給付もできないわけで、さらに、世代内でも所得再分配を行つております。

私は、この税と社会保険料一括徴収は非常に重要なテーマであり、先進諸外国でも行つており、戦後、我が国の税制の礎を築いたシャープ勧告でも勧告されておりましたが、今回全く真剣に議論されてこなかったと思つております。社会保険新組織の在り方を考える有識者会議は元々、社会保険庁を税とは独立に分離して組織をどう考えるかといったものでしかなく、税と社会保険料の一括徴収といった重要な選択肢を冒頭から排除してきただけであつたというふうには考えております。

このように、社会保険料と保険料の名は付きこそすれ、税の色彩が非常に強くなつていっているわけです。これは我が国だけではなく、先進諸外国でも、例えば、米国の社会保障税と呼んでいたり、近年のイギリスが税と社会保険料の整合性といったことを目指して改革を進めてきたりしている事例に見られるように、先進諸国でも共通の事例です。そうしますと、税という性格により合致した徴収執行機関に改めていく必要があるということ

がアップするのかができません。そうであれば、今社会保険料の職員の方が公務員の身分でありながら日々努力されているといったことはなかなか説明が付きにくいですが、民間企業であればモラルがあつたのであれば、今介護保険で話題になつていようなことも起きないかもしれません。

六番目に、これが日本年金機構法案のメイン

がアップするのかができません。そうであれば、今社会保険料の職員の方が公務員の身分でありながら日々努力されているといったことはなかなか説明が付きにくいですが、民間企業であればモラルがあつたのであれば、今介護保険で話題になつていようなことも起きないかもしれません。

ん。さらに、非公務員で倫理観、モラルがアップするのであれば、今不祥事の起こっていない行政組織についても予防的に民間組織に、非公務員にしなければいけないはず。税務署の職員だって非公務員にしておけば今後不祥事は防げるかもしれない。警察署、消防署の方々も非公務員にすれば不祥事が事前に防げるかもしれない。二番目に、強制徴収委任の実効性についてです。

今回、強制徴収委任を財務大臣に対して行うことができないというふうになっておりますが、これについては二点疑問を持っております。

強制徴収を行うためには、滞納者が悪質であるとかまず日本年金機構が判断しなければなりません。が、資産、所得を課税ベースとする、特に資産を課税ベースとする税目を持っていない日本年金機構、企業の利益を課税ベースとする税目を持っていない日本年金機構が早くこの悪質性を認定できるのかという問題が一つございます。

もう一つは、日本年金機構から厚生労働大臣として財務大臣、国税庁長官というふうに強制徴収を委任するルート。強制徴収して債権を確保するためには、スピードが必要。時間がたてばたつほど、債務者、納税者の資産状況は劣化し、又は資産隠しが起きかねません。そうしますと、スピードが要求される中で、こういった経路にしたままスピーディーな強制徴収ができるのかといったことがありそうです。

第三に、職員の採用についてです。

第三者機関にこれは委任すると、職員採用のみならず、また業務委託範囲についても第三者に委託すると言っていますが、そもそもこの第三者者といったものが理論的に存在するのかといったことには私は非常に疑問を持っています。だれか選ぶ以上、第三者ではあり得ないわけで、また国会の中で国会議員の先生方が国民の負託を受けて登場している以上、ここで重要なことを決めないで第三者に委任する、国会で法律でそれを第三者に委任するというのは、国会というのはい体何なんだ

という気もいたします。白紙委任のような気がいたします。

さらに、第三者機関で、社保庁からこの人たちはいいですよと名簿を送られるというふうになっておりますが、ここには社保庁の旧職員の方々以外の応募も加わるべきだと私は思います。意欲のある社労士の方あるいは企業で人事事務畑の長い経験のある方、意欲の高い方、こういった方々も既存の社保庁の職員の方々同様同じテーブルに立ってコンペティションが行われるべきであるというふうを考えております。これが明らかではありません。

最後に、年金事務費について。

今回、保険料が年金事務費について使えるということが恒久化されることになる模様でございますが、年金事務費で最もコストが掛かるのは、この未納者や未加入者に対する督促や納付勧奨などであると思われ。特に、国民年金推進員の方、七千人おられますけれども、この方々の経費が事務費か給与費かといったことが国会でも議論になっておりましたが、事務費ということでありますけれども、年金保険料をまじめに払わない方々に対する納付督促や勧奨、これをまじめに保険料を払っている方の年金保険料を財源に行うことが、年金保険料をまじめに払っている方々に対する背任行為ではないか、私はこのように考えるわけです。

しかしながら、国民年金という非常に執行の難しい制度ですので、国民年金維持のこういったコストについては私は税で賄うべきだと思います。税で賄い、さらに毎年度毎年度の予算編成決定過程を通じて国会で厳しく費用対効果について審議されるべきだと思います。そうしませんが、まじめに保険料を払っている方々の保険料納付意欲も、何だ、あのふまじめな人たちに使われているのかといったことになりかねないわけでございます。

私からは以上でございます。

○委員長(鶴保庸介君) ありがとうございます。

た。次に、山田参考人をお願いいたします。山田参考人。

○参考人(山田稔君) 御紹介をいただきました山田です。

最初に、私も中央社会保険推進協議会についてごく簡単に御紹介をさせていただきます。中央社会保険推進協議会は一九五八年九月に結成をされ、多くの民主団体、労働組合、また多くの学識経験者が加盟される中、憲法二十五条に基づき社会保障制度の拡充に一貫して取り組んできております。現在、すべての都道府県に都道府県社保協、そして三百を超える市町村、地域単位の社保協を組織して活動しております。

今日は、参考人として貴重な機会をいただきましたので、常日ごろの活動を通じて寄せられた国民の皆さんの率直な声を踏まえて意見を述べさせていただきます。一つ目は、何とんでも五千万件を超す宙に浮いた年金、さらには一千四百三十万件の未入力の年金の問題です。

保険料が高くて払えない、将来暮らしていける年金が受け取れるのか不安、こういった声は、年金制度に対する常日ごろの国民の怒り、不満としてどの世論調査でも依然として政府に期待をする上位の課題となっております。日本の年金制度の構造的欠陥が無年金、低年金者をつくり出し、さらに、今日の格差と貧困が保険料を払いたくても払えない滞納者、さらには将来の無年金、低年金者を拡大するという悪循環に至っています。

皆さんも御承知のことと思いますが、今、年金が全くない高齢者の数は百万人を超えると見られています。国民年金は四十年間一か月も欠かさず保険料を納めても月額約六千円、国民年金だけの約九百万人の実際の平均月額額は四万七千円にすぎません。老齢年金受給者では六二・一％が年収百五十万未満という状況です。こうした中、暗くなってもテレビだけで明かりはつけない、ふろも少なめのお湯で我慢し、トイレの水も

五回に一回しか流さない、こうした追い詰められた生活を余儀なくされている高齢者は少なくありません。

また、低年金の高齢者には国保料、介護保険料が大きな負担となっています。保険料、利用料が払えなくて保険証が取り上げられ、病院にも行けない、利用料が払えなくて介護サービスが受けられないなど、大変な生活が余儀なくされています。

政府、厚生労働省は、百年安心な制度をつくるという二〇〇四年に国民の反対を押し切った年金改革を行い、国会審議なしの保険料連続引上げ、給付水準の自動的引下げを国民に押し付けてきました。度重なる改悪があっても多くの国民は厳しい生活実態の中でもぎりぎりのやりくりをして年金保険料を納めているわけです。そうして納めた保険料は当然自分の年金権に一〇〇％反映すると信じています。ところが、今回の五千万件を超す宙に浮いた年金、一千四百三十万件の未入力の年金問題は、こうした国民に対する決定的な裏切りであり、国民の怒りが全国各地で爆発するのは当たり前です。

この間、衆参厚生労働委員会の審議を通じ政府の対応が示されていますが、当初の、保険料を払ったかどうかは自分で証明しろとの対応は国として無責任極まりない、かつ全く責任のない国民の側に責任をなすり付けるようなものであり、国民が許すわけはありません。衆議院での参考人意見陳述で厳しい批判の意見が述べられたことは記憶に新しいところです。

その後の対応でも、朝日新聞にも大きく報道されましたが、年金相談の電話をしても掛からない、やつと掛かったと思ったら記録確認のできないコールセンターに回され、申し訳ありませんが何日か後にお掛け直しください、これでは国民の不安、不満、不信、怒りは増大こそすれ解消するはずがありません。

国民が求めているのは、今日明日を急いでの泥縄式の対応ではありません。まず、国が全責任を

持つて事の解決に当たること、すべての受給者、加入者が納得できる解決策を示すこと、不安を解消するためにすべての受給者、加入者に保険料納付記録を送付することです。国が直ちにやるべきことは、五千万件問題の解決と同時に、すべての年金加入者に対して不安解消という国としての責任を果たすべきです。

二つ目は、こうした状況の中での社会保険庁解体問題です。

日本年金機構法案の内容については述べるまでもありませんが、社会保険庁を廃止し、非公務員型の公法人、日本年金機構を設置して年金事業を行う、可能な限り年金業務を民間企業に委託することなどを目的に社会保険庁を解体するという事になっていますが、国民はこんなことを望んでいません。

公的年金は長期にわたり制度を維持することが必要です。個人の加入状況や保険料の記録を何十年という期間、確実に管理しなければ正確な給付は行えません。こうした事務を、一定期間ごとに入札を実施して業者を入れ替える、結果、安定的な運営は困難になるのではないかと、国民は危惧するところですが、年金記録が流用される危険性はないのか、このことも国民は当然危惧をします。

年金不信の主要な要因は、保険料の高さと最低保障もない年金金額の低さ、さらには二十五年間保険料を納めなければ受給できない受給資格期間の異常な長さなど、さらに度重なる年金改悪による保険料の引上げと給付水準の引下げなど、構造的かつ根本的な問題であり、社会保険庁を解体したからといって解決するものでも、また国民が納得するものでもありません。

今回の五千万件問題を通じ、国が直接責任を持ち、責任を果たすことがいかに重要か、極めて鮮明になったと思っています。繰り返しですが、国民が求めているのは、国、すなわち厚生労働省、社会保険庁がしっかりと責任を果たすということです。

世界的な趨勢は、五月二十二日の衆議院厚生労働

委員会で参考人意見陳述で立正大学の渡部教授が述べられたとおりであり、日本年金機構法案は世界的潮流に完全に背反する非常に非効率な政策であり、決して導入すべきではないというふうに思っています。

再度朝日新聞からの引用で申し訳ありませんが、十六日朝刊に「社保庁法案 どくどくで押し通すな」という社説が掲載されました。国民の意識を非常によく反映をしていると思いますので、一部紹介をさせていただきます。

社会保険庁法案の提出をきっかけに噴き出した年金不安は、かつてないほど広がっている。そんな中で自民党は、年金の時効をなくす法案と抱き合わせで、社会保険庁法案を成立させようとしている。年金記録が宙に浮いたり消えたりした人を救済するため、年金の時効を停止して支給漏れを補償することは必要だ。そのための法案に異論はない。しかし、社保庁を六分割して非公務員型の公法人とする政府案は、採決を急ぐべきではない。皆さんの管理記録はまだ全容が明らかになっていない。政府の救済策もあいまいなところが多々ある。そんな中途半端な状態で社保庁の枠組みを変えても、年金への信頼を高めるどころか、かえって不信を増大させかねない。ここは廃案にして出直した方がいい。年金制度を長く維持していくには、何といっても信頼が第一だ。まず、年金記録の実態をすべて明らかにして、救済すべきだ。その上で、二度と間違いを犯さないよう対策を示すことを優先させなければならぬ。正にこのとおりだというふうに思っています。

五千万件問題で決定的となった年金に対する不信を克服するためにも、年金機構法案は廃案にし、国、厚生労働省、社会保険庁を挙げて年金に対する国民の信頼回復に全力を傾けるべき、このように思っています。

国民年金法の一部改正法案にも簡単に触れておきたいと思います。

法案は、保険料収納率を向上させるために、国民年金保険料の未納者に対して国民健康保険の有効期限を短期にする制裁措置を盛り込んでいます。保険料を払わなければ低年金、無年金になる可能性が高くなる。将来の不安はその分確実に大きくなる。こんなことは国民は分かっています。分かっているにもかかわらず、年金保険料を払うだけの余裕がない。国民健康保険料の保険料も決して安くはありません。というよりも、非常な負担となっています。けれども、病院に行けなくなると大変なことになることから、医療保険だけは国民健康保険を払っている。こんな厳しい国民の生活実態を全く無視をし、かつ全く異なる制度間でペナルティーを科すなどもってのほかです。国保では、既に長い間、資格証明書や短期保険証による制裁が行われていますが、収納率の向上には役立っており、逆に制度不信を強めるとの指摘もあります。

今回、短期保険証の対象とされるのは二百万世帯と推計されていますが、この世帯は、年金保険料の支払を促すどころか、逆に、頑張って国民健康保険料を払っていても保険証を取り上げられる、こういうことになりかねない。ひいては、国民健康保険制度を年金制度からのペナルティーが崩壊させることになりかねないというふうに思っています。こんな法案は廃案にする以外あり得ないというふうに思っています。

最後に、低年金、無年金問題など、年金の空洞化問題、さらには、女性の年金権やパート労働者の年金権問題など、根本的な問題の解決なくして年金制度の信頼回復はあり得ないということを再度強調させていただきます。公的年金制度は老後の生活を支える大切な制度ですが、この命綱である年金制度の現状は非常に深刻です。正に空洞化が日々進行している、そういう状態です。さらに、ワーキングプアに代表されるように、年金保険料を払いたくても払えない人が急増し、将来の低年金、無年金者も拡大の途をたどっている、こういう状態です。

社会保険庁を民営化しても、年金制度は何も変わりません。国民の中に年金制度に対する不信が

渦巻いている中で採決など許されないというふうに思っています。国民の年金制度に対する信頼を回復するため、五千万件問題で国が全責任を持った全受給者、全加入者が納得いく解決策、さらには、根本的な問題解決に向けた最低保障年金制度創設について引き続き厚生労働委員会でも徹底した審議が尽くされることをお願いをし、私の意見陳述を終わらせていただきます。

○委員長(鶴保庸介君) ありがとうございます。

次に、磯村参考人をお願いいたします。磯村参考人。どうぞ御着席のまま御発言ください。

○参考人(磯村元史君) 磯村でございます。身体的な理由から立ってしゃべらせていただきたいんですが、よろしくごさいますようか。

○委員長(鶴保庸介君) そうですか。はい、どうぞ。

○参考人(磯村元史君) 本日は、日本年金機構法案等の三法案に対する意見をまず申し上げて、あと続きまして今後の御審議に関連する参考意見を三点申し上げたいと思います。

まず、いわゆる社会保険庁改革法案につきましては、昨今のこのような情勢に照らし、かつ近い将来を展望した場合には、どうもこれは反対せざるを得ないなど、こんなふうに思っております。

その理由は、御存じのようなこの継ぎはぎの年金制度、もう六十五年たっております。この継ぎはぎの年金制度というこの複雑な組織がある限り、組織を幾らいじっても中身はそんなに良くなるものじゃございません。それどころか、今この時期に組織をいじりますと、関連する記録が更になくなります。そのほかに、関連する給付判定のノウハウもなくなってしまう。こんなことではないのか。まあ例が悪いんですけれども、例えば子供が大病をした、その大病したのは部屋の造作が悪いからだといって部屋の造作を直すようなものでございませぬ。

なぜそう申し上げるか。これはお役所もそうで

すけれども、事業体の組織というのは戦略に従います。戦略は人とシステムに従います。特にこのシステムというのは、取り扱う制度、要するに年金という安心を確保するもの、これの運営面にあるわけでございます。現行の年金制度が継ぎはぎで複雑なものになっているというところは、三年前の皆様、国会議員の先生方が随分未納が多かったという点を見ても明らかだろうと思います。

しかも、この社会保険という仕組みあるいははいまの財政方式というものを前提とした制度が、国民のみんなにとつては、二十年先、三十年先にはどうもこれ維持できそうもないというのが本能的に分かっております。また、マクロ経済スライドの導入ということが言われておりますけれども、保険料は固定された、しかし、どうもこれはイギリスもドイツも六十五歳を六十七とか六十八にしているよと、いざれ我々の年金もそうなるんじゃないのかという不安も本能的に感じております。

まあそんなことで、制度が複雑で本能的な不安があるものですから、当然先ほど皆さんがおっしゃったようなことが出てくるわけなんです、ただこのシステムというのは、当然出てくるミスや不備をあらかじめ想定しておいて、それをなくすのが組織のマネジメントでございます。ですから、ミスや不備の発生する部分を、これが確実に発生しないように制度を変えない限り、組織だけをいじっても、これは民間企業でも役所の組織でも同じだろうと思っております。むしろ、こんな大事な時期であるからこそ、組織だけをいじりますと、それに伴うリスクと追加の人手不安が出てくるのではないかなと思われま。

組織改編に伴う新たなリスクというのは、先ほど申し上げた関連記録の喪失と給付条件判定のためのノウハウの喪失でございます。

ノウハウといいますが、例えて言いますれば、私は保険証も何にも記録がないと言われたときに、あなた大病したことありませんか、いや、ありますと。そのときにどこへ行きました、ああ、

何とか病院へたしか行きました。そのときに健康保険利きましたか、ああ、利きましたと。ああ、それじゃ、健康保険が利いているんなら多分国民年金か厚生年金のどちらかに入っているんでしょ、どこの場所ですかと、こんなふうな聞き方をしてさしあげると、かなり記憶がよみがえってまいります。言わば犯罪捜査で証人の古い記憶を繰り返り寄せていくのとよく似ているわけですね。こういうノウハウがなくなっていくんじゃないかと、こんなふうな思います。

言葉が非常に難しいという点もありますね。例えば、委員の皆様方、いかがでしょう。私は何号だよということをおっしゃられる方いらっしゃいます。これが、ほとんどの方御存じないんです。また、難しい言葉にこんなのがあります。支給停止という言葉があります。支給停止というのと、みんなもらえなくなっちゃうと思っちゃうわけですね。こんなふうな言葉が難しいことも、実はみんなが記録や訂正申請を放置している原因にもなっているわけでございます。

したがって、当面の三年間というのは組織の改編作業に憂き身をやつすんじゃないかと、記録の散逸防止と名寄せを図りながら記録管理の不備を回復すべきじゃないかなと、こんなふうな思っております。何か社会保険庁を解体して六千人とか七千人の人が首になるそうでございますが、そんな、今もつたいない。ペテランがおられるんだしたら、この人たちの記録管理の回復に費やすべきだと思っております。

とりわけこの原簿の備付け、何か今度やつと、法律案を見ますと、原簿を備え付けろという規定が入っているんですね。今ごろ何だろうなと思うんですが、この原簿の廃棄が横行している上に、実は法律自体に基礎年金番号を記載しろという規定がなかったんですね。今度入るようになりまして、まあ妙な話ですが、こんな考え方の中で組織だけいじったらどうなるのか、極めて肌寒い感じがするものであります。

じゃ、組織を改編しなくて何かやり方があるのか。あります。

具体的に言いますと、一例でございますが、現行の社会保険制度を基本から変えるんです。基礎年金を全額国庫負担にします。これは無駄をなくせばできます。ざっと国の無駄、私も素人が見ても十五兆円から二十兆円はあると思います。これがあれば基礎年金は全額国庫負担にできま。じゃ、それの上乗せになる報酬比例部分はどうするんだ。これは、いろんな制度をうまく使って任意加入ということにすればよろしいのかなと。いろんな制度というのは何だ。企業年金もありません、四〇一kもあります、財形個人年金もあります、中小企業退職金共済制度もあります。これを統一的に税制上の手当てなどを講じて任意加入できるようにすれば十分やっています。

そういったしますと、変な話ですが、社会保険庁の大部分が自然に要らなくなっちゃうんです。今無理して新しい法人をつくらなくたって、こういうふうな根元を変えれば社会保険庁という組織は自然に要らなくなります。あまつさえ、未納や未加入の問題は全くなくなります。そのほかに、余分なことですが、お金が手元から離れますから、不祥事や天下りの問題もなくなります。こんなうまい方法はないんじゃないかなと思っております。そんな具合でございますので、どうか組織をつくり変えたから、入れ物をつくり変えたからこれで終わりということに是非なさらないでいただきたいなと思っております。

引き続きまして、今後の審議の参考意見を三つ申し上げたいと思います。一つが、不服審査への対応でございます。お手元の一枚物の紙に話の順番だけ書いておきまして、

現在、御存じのように、不服審査につきましては社会保険審査官及び社会保険審査会法という法律がございまして、ここでは、ちょっと時勢に合わなくなつたので、次のような問題点が考えられております。

一つは、この審査官というのは厚生労働省の職員の中から任命するということになっておりますが、身内に甘いんです。二つ目、審査請求は原処分、例えば窓口であなた駄目よと、こういった原処分があつてから二年間過ぎますと、もう時効になつて取り上げてもらえないんです。実は、この取り上げてもらえないところが関門になりまして、初めて裁判を受ける権利が出てくるわけですね。後で申し上げます。三番目の審査請求前置主義というのがございまして。今申し上げました、この関門を通らないと裁判を受ける権利が出てこないのではありません。これ、憲法で認められている権利が、あなた駄目よと言われて二年過ぎたら、もう受けられないんですよ。したがって、憲法で認められたこの裁判を受ける権利というものを行使しようと思うと、東京に一つしかない社会保険審査会にたどり着いてということになる、これがなかなか至難の業でございます。

一方、報道されております総務省の行政相談窓口に各都道府県に第三者判定委員会を設置するという件がございまして、六月四日、この委員会で行われました質疑応答を拝見いたしました。これでは、借越でございまして、現場は混乱すると思ひます。また、大臣は、新聞によりまして、説得力のある話なら証拠がなくともというふうな意味のことを述べておられるそうでございますが、全部が全部説得力を持つておりますでしょうか。障害者はどうなるんでしょうか。私みたいな老人はどうなるんでしょうか。あるいは、そこまで行けない人はどうなるんでしょうか。

こんなことを考えますと、この第三者判定委員会、不服審査の窓口が拡充されることは非常に結構でございますが、今の審査会法との間の整合性を持つた整理は是非やっていただきたいなと思っております。

今、庶民が頼りにしているのは社会保険労務士でございます。この社会保険労務士の方々が現在の審査会法というものに採用されておりますこの審査請求前置主義というものをどう評価しておら

れるのか、その辺を是非お調べいただいて、必要があれば現在の審査会法を改正若しくは廃止して新しい法律を作るぐらいの整合性のある不服審査の対応体制をおつくりいただきたいと思っています。現場が混乱するのが一番かわいそうでござい

ます。なお、この審査会なり審査官の方々が過去に審決、いわゆる判決でございすね、された事例が随分たくさんございます。この事例を是非一遍お調べいただきたいんです。その中、お役所のミ

スで門前払いになって泣き寝入りしているケースが随分たくさんあると思います。

二つ目、社会保障番号への対応でございす。これは、たればの話でございす。基礎年金番号の導入計画の段階、すなわち昭和五十四年から六十年の段階でこのお話があったら、今のよう

な混乱はかならずなってしまうだろうと思われま

ます。韓国でも導入しております、一九六二年に。これがなぜ我が国でできないのか。この番号制度にはいろんな評価がある、議論もあると思

いますが、少なくとも年金も含め国の全体の業務効率は格段に上がると思っています。正確性も、スピー

ドも、経費の面も、大幅に改善されるだろうと思

いますので、是非御検討いただきたいなと思

っております。

幸か不幸か、今回の混乱で国民の皆さんが、

やっぱり番号があつた方がいかにねと、その方が

効率面でもいいような感じもするよというふう

に思っております。た、私の推薦人の

方はどういふふうにお考えになつていらつしやる

のか、申し訳ありませんけれども、私はそう思

つております。もしそういうことになるならば、

今ここでまたその基礎年金番号をいろいろ苦労

して探し出して転記するよりも、最初から社会保

障制度番号を入れた方が二度手間にならなくて済

むんじゃないかなと思います。

三番目、国民年金のPR方法についてござい

ます。

今般、年金特別会計からの事務費の支出が年金

の教育、広報になら使えるというふうに変つた

そうでございす。私は、事務費というのは本来

は全額国庫負担にすべきであると、先ほどの西沢

さんの御意見もございましたが、今でもこれはど

うかなと思ひますが、少なくとも現行制度を続け

る場合には、国民年金なり厚生年金なりには義務

だけじゃなしに入りたくなるような御説明をして

いただきたいんです。一方、今度の日本年金機

構法案第二条には、被保険者等は、政府の管掌年

金事業に対する理解を深め、その運営に協力する

よう、被保険者が協力するといふのもこれ妙な話

です。まあ等が入つていますから理解はできる

んですけれども、そうならば、政府にもこの努力

規定を是非課したいと思ふんです。

国民年金若しくは基礎年金の本質的なPRをお

願ひしたいなと思ひます。例えば、一例でござい

ます。このレジュメにちよつと付けておきました

が、下の方の表でございす。

やっぱり人間、損か得かで判断するのが一番早

うございす。仮に、民間に同じ仕組みの年金保

険制度があつたといつたしまして、同じ制度なら、

年金数理上の計算は、同じ掛金で同じ給付が出る

わけでございす。同じ基礎率であれば、表のA

に書いてございすように、同じ掛金の給付、国

民年金が一〇〇俵にあつたとしたら、民間の保険

も一〇〇俵出ます。国の保険はここに国庫負担が付

きます、五〇。しばらくすると二分の一になるそ

うでございす。民間の保険にはもちろん国庫

負担はございせん。Cにありますように、国民

年金には経費がまあほんのわずか、比率から見

ますと掛かりますが、民間の保険、これはオーブン

になつていませんで、多分二〇ぐらいはあるだろう

なと、言われております。

これ三つ足して比較いたしますと、国民年金と

いうのは同じ掛金で同じ制度であれば一五〇もら

えるのに、民間なら八〇ぐらいしかもらえないと

いうふうなお得度でございす。倍近いお得度で

すね。なぜこれをもつとPRしてもらえないんだ

ろうか。私は、四月になつて新入学生が入つてき

ますと、必ずこれをPRいたします。分かつても

らえます。今、年間三十回ほどボランティアで市

民大学等に講演に行つております。この話をいた

しますと、かなり分かつていただけます。これ

は、民間保険のことを悪く言つてはいるわけじゃあ

りません。民間の保険には民間の保険の特徴、利

点がありますから、決して民衆圧迫ではなく、単

純に国庫負担が付いていふことを申し上げ

たいわけでございます。

そんなことでございすので、入らないと国庫

負担を放棄するよといふふうな分かりやすい話を

是非していただきたい。年金といふのは、入ら

くなるような制度、払いたくなるような制度が本

物だと思ひます。それを、未納者から国税庁に委

託してまで強制的に取り上げるといふのは本末転

倒だろと思ひます。どうしても国税庁から取り

立てていただくのなら、正々堂々と年金保険税と

いふふうにならえていただきたい。

最後に、今現場の職員の方といふのは随分良

くなりました。苦勞しておられます。だれが悪い

なといふと、悪いのは別のところですね。ある

いは仕組みそのものが悪かつたのかも分かりませ

ん。どうか泥のなすり付け合ひや政争の具にだけ

はしないで、施行までの三年間に、直すべきこと

ろがあつたら是非、与野党協力して、メンツにこ

だわらず直していただきたいと思ひます。

意見を終わります。ありがとうございしました。

○委員長(鶴保庸介君) ありがとうございま

した。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

参考人の方々にもう一度お願いを申し上げます。

す。御答弁の際は、委員長の指名を受けてから御

発言いただくようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言願ひま

す。

○中村博彦君 本日は、五名の参考人には、貴重

な時間を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

す。自民党の中村博彦でございます。

もう社会保険庁の皆さん極まりない組織、シス

テムは国民の前に浮き彫りになりました。この社

保庁がどう大改革されるか、どのような形で受皿

になるか、正に国民注視の的でございます。日本

年金機構がその役割を果たすことができるのか、

今本当に問われています。

社保庁のトップが統治機能不全になつたわけ

でございます。日本年金機構、非公務員型、国民に

は聞き慣れないシステムでございます、非公務員

型。理事長として新組織のガバナンスが発揮でき

るか。皆さんが御指摘していただいているよう

に、政府参考人では呼べない、参考人とか呼べ

ない、この理事長がどれだけの責任を持つて日本

年金機構を管理運営できるかといふことをお聞き

をいたしたいと思ひます。佐藤参考人。

○参考人(佐藤英善君) 少なくとも、先ほど申し

上げましたように、従来の意思決定機能とは全然

違いますね。合議制機関になるわけですが、理事

会がございすので、そこへ民間のノウハウを持

つた人たちが、経験豊かな人たちが、その人たちが

入つて意思決定その他もやれる、これが一つござ

いますね。それからもう一つは、外部から非常勤

理事などを入れるというシステムを持つておりま

すから、そういう人たちがきちんと外部の目で見

ていただく。透明性も高くなると思ひますね。そ

れから、当然これは経営責任を問われる、こうな

ると思ひます。

ただ、国会との関係では、確かに直接お呼びで

きないという、こういう間接性がございすので、

これは厚生労働大臣にきちんと監督権限を発

現していただく、こういうことになるかと思ひん

です。

それからもう一つは、監査機能が、先ほども申

し上げたんですが、従来はそれぞれの組織には監

査機能を独自には持つておりません。今回

は監事もおり、それから監査人あるいは監査法人

による外部監査もできるという、こういうことになりまして、そういう点でも従来とは格段にガバナンスは変わるはずでございます。

最後は、人を得られるかどうかでしようね。

○中村博彦君 そうでしようね。やっぱり人というところが大変大切なものでないか。

本間に御存じのとおり、三年前でございましたが、民間からということで民間人を社保庁長官にした。そしてそのときは納付率の問題でございました、未納。しかしながら、御存じのとおり、平成十七年で今なお六七％と、八〇％の目標には到達をいたしておりません。鳴り物入りでの長官ですらこのようないたらくでございます。

それじゃ、この六分割の中で事務委託ができる、事項の性格から事業委託ではなく事務の委託になろうかと思いますが、今申し上げた徴収義務でございますね。この徴収義務がアウトソーシングをして機能が発揮できるのが重要、そして同時に、受託する民間企業というのは収益性と業務の公正と両立をなし得なくては行けない。

この受託企業を考えたときに、果たして現状からして徴収事務がどこまで執行完遂できるか。杉山参考人、お願いしたいんですが。

○参考人(杉山千佳君) いろいろな業務があつて、すべてをアウトソーシングするというわけではないだろうというふうに思っています。悪質な場合の徴収に関しては手続がかなり正当に取られているところがありますし、そこを外部委託ということでではなくてそれなりに責任を持った人が行くというように対応をすればいいというふうに思います。

そこにそれなりの権限を与えていくという手続を一つ取るということ、あとは、たしかちょっと記憶があいまいなんですけれども、朝日新聞の「声」の欄に派遣労働の方が、年金の手続の部分のところを私たちのところにもう委託してくれたらいいのというようなことを「声」の欄で書いていらつしたかと思うんですが、そういうところはどうなんでしょうかと思ふ民間委託の会社

にアウトソーシングをしていけばいいし、今すべてを公務員でやってきたところが多分今も見直しが必要などころで、どこをどのような仕事の役割で効率と、それから公正であったりとか、責任の所在を明確にしてやっていくのかということ、これを検討していくということが必要なんだろうというふうに思っております。

○中村博彦君 アウトソーシングにしてもそれから職員の採用審査にしても第三者機関が行うと言われています。そして、先ほども佐藤参考人から人だということがございました。この第三者機関がどのような形で二つの事項についてなし得るか。

今御存じのとおり、この社保庁で新人事評価制度、十九年度の新人人事評価制度が動いています。昇給、昇格が中心ではありますが動いています。そして多分、今国民の皆さんから考えてみると、一番の注目は何か。現在の社保庁の正規職員が一万七千三百六十五人、この正規職員を一万三千にするという構想がございます。多分今も山田参考人か磯村参考人言われておりましたけれども、多分今の国民からすれば、どれだけの現在の職員が新しい年金機構で業を担っていくのか、そこが一番の私は注目だと思ふんです。七、八千という言葉がございましたけれども、どれだけの人事評価で、分限免職とか懲戒免職といういろいろございまして、どのよう形で不適格者が差引かれていくか、この辺は私は一番の今国民注視と思ふますので、その辺はどのように杉山参考人はお考えでございますか。

○参考人(杉山千佳君) 私がその有識者会議でやり取りを、議論をさせていただいているときに痛感というか感じましたのは、民間であつたらあつた能力主義であつたところ、それから実績主義であつたところ、それから年功序列であつたところ、公務員の場合は年功序列で終身雇用で、会社の売上げであつたりとかそういうことは特に考える必要はありませんので、そのまま、特にこの人がこ

れだけの仕事ができる人だとか、これだけのことをしたから、じゃそこに加算をしましょうというようなことがなくずつと働いていらつしやつてきたんだなということを感じたわけですね。それは私のような民間の人間からするとちよつとびつくりする話でして、やはりそこは能力の高い人にはそれなりにインセンティブを与えた方がよりやる気も持つて働くであらうし、その辺りを、今回公務員でなくなるときには改革を進めていっていただきたいというふうに思っています。

○中村博彦君 先ほども佐藤参考人が申されましたけれども、果たして第三者機関がそれだけの役割を担うことができるか。やはり責任という問題、そういう問題からして、最近の審議会は、審議会に責任を押し付けますけれども、大体官の御用学者が審議会をつくる。そして、御存じのとおり、第三者機関にしても、本当に責任持った第三者機関としての動きというものができるかどうか、その辺を佐藤参考人にお聞かせ願いたい。

○参考人(佐藤英善君) 私個人の実は考え方もあるんですね。というのは、例えば新しい法人に人を移していくとき、採用するわけでありましてけれども、それで採用された人は、残された人はまた問題が、その御本人にとっては深刻な問題でございまして、それを、一つは社保庁改革という観点から、つまり国民の目線で納得がいける優れた人材を一方で採用しなきゃいけない。それから、既に今働いている人たちの保護ということもある。これをやはり判断するには、一つはつきりしているのは、内部の組織で判断することはできませんね。そこで、第三者機関になると思ひます。

それで、この第三者機関の評価する委員会のつくり方については、今先生おっしゃつておられたことでもあるかもしれませんが、やはり下手をすれば、従来御用学者みたいな方がなりかねない。こういう僕は選任の仕方はやめた方がよろしいと思ひますね。そのためには、例えばある程度公募してもよろしいんじゃないでしょうか。それでや

る、公募することで責任を持って参加していただけますので、その中から人選をなさっていくならいいんですけれども、ここが問題に今後なると思ひますね。大体、公募というのは行われないうんではないかと思ひますが、僕は公募すべきだと思ひます。

○中村博彦君 分かりました。

今の問題点の中で、やはり社保庁のコストパフォーマンスは非常に低い、ここだろうと思ふんですね。一万円徴収に必要な経費、国民年金が八百十円、国税が百三十六円、約六倍。職員一人当たりの徴収額、国民年金が三・三六億円に対して国税は九・五五億円、約三分の一。事業経費に占めるシステム経費の割合は、社保庁が三六％、国税が七・九％、約四・五倍。このような形になつてございます。本当にこの辺を効率化するためにはどうしたらいいのか。

そして、西沢参考人にお伺ひいたしますが、もちろん西沢参考人は日本年金機構では駄目だということをおっしゃつておられるのかも分りませんが、それじゃ、今のこのコストパフォーマンスを解消させるためにはどういう打つ手があるのかというところをお聞かせ願ひたい。西沢参考人。

○参考人(西沢和彦君) 今、中村委員の方から社保庁のコストパフォーマンスについてお話がありました。先ほどの私の陳述の中で申し上げましたけれども、税と社会保険料を一括徴収する、このことがまず優先に考えられるべきだと思ひます。

例えば、給与の源泉徴収をしている事業主は毎月従業員の給与を国税庁に報告します。これは源泉徴収の義務のない人についても、このデータをもつてすれば、社会保険料の徴収もこの給与額で即座にできるわけです。市町村に事業主が特別徴収をするのも、この源泉徴収をもつてすればすぐできるわけです。ですから、同じ作業を事業主が行っていることをもつて、それを一つにして集約するというのが非常に重要な選択肢だと思ひます。

国民年金についても同様です。今、国民年金の加入者の多数が雇用者です、自営業者ではなくて。ですから、本来税の源泉徴収のシステムを使うことが最も効率的なはずで、一人一人国民年金推進員を昼間働きに行っている雇用者の下に向かわせて無駄足をつくるよりも、事業主の源泉徴収を行うと、このことをまずもって検討すべきだと思っております。それは、社会保険庁の方や税務署の方が今仕事をサボっているという事はないと思います。一生懸命やっていると思うんですが、制度の重複をまずなくすることが非常に重要だと思っております。

○中村博彦君 各省庁でレガシーシステムの改革計画というのが進んでおります。本場に記録管理システムにしましても、この所有権が社保庁、著作権がNTT、こういうような動きの中でございまして、御存じのとおり、社保庁事業収入の中でシステム経費は約三％、民間であれば一・三％、システム経費が一十六億六千万も掛かっております。これもやはりどう改革していくか、これは年金機構の一番のやはり課題だと思います。

この辺について簡単に、佐藤参考人と杉山参考人にお答えをいただきたい。

○参考人(佐藤英善君) 実は、私も組織改革の検討をやっておりますときに、このデータ管理が基本でございまして、杉並の高井戸の管理センターなども伺いました。そのときも伺いましたけれども、先ほど出ましたように結構システムがちぐはぐなんです。そこで、今回、思い切ってお金を掛けていただかないと、掛けるべきところへは。ところが、もう残念ながら、予算その他で思い切ったことができないために継ぎはぎだらけのシステムができていっているんじゃないかと思うんです。

今回、どれだけむしろ国会の先生方、予算措置などで御英断なさっていただくか、どういう財源をお使いになるのかだとむしろ私は思います。

以上です。

○参考人(杉山千佳君) 今の御質問と先ほどの西

沢参考人のお話などを聞きながらも、将来的には重複をなくしていくような記録の管理システムというのが必要になってくるであろうということを感じます。

ただ、それが今なのかというと、多分それは、今だとむしろかえって誤解を招いたりとか、国民の方々に御心配をお掛けしてしまうことになるんじゃないだろうかというふうに思っております。

まずは、信頼を回復するという意味で、この日本年金機構法案を通して、組織を廃止、解体して新しい運営を再構築していくというところをきっちり進めることによって、私たちはできるんだよということをやまず国民の皆さんにお示しすること、それで是非年金も納めていただきたいし、この年金制度は信頼に足るものなんだよということをお伝えし、私たち国民もそれを受け入れて、私たちも勉強しなければならぬこと、自分のことですからあると思うんですね、その辺りを一緒につくり上げていくという、そういう関係が大事なんじゃないのかなというふうに思っております。

以上です。

○中村博彦君 五人の先生方全員に御質問することできませんでした。申し訳ございませんでした。ひとつ年金、国民安心のために御努力いただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

○足立信也君 民主党の足立信也でございます。

五人の参考人の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

私、佐藤先生から順番にちょっとお聞きしたいと思っております。

佐藤先生は、国民の立場に立つてということをはかなり強調されました。それは、その後、西沢さんの方からありましたが、私は、利便性と、それから安定感、そして不安を払拭すること、それが国民の立場に立つてということだと私は思っております。

いろんなところでこの年金のことを話します

と、国民の皆さんはやはり今まで国にお任せして、あるいは政府にお任せしてやったことを責任放棄されているような気がする、六分割して民間にという言葉自体に不安、一番大きな不安を持っているというのが私の実感でございます。

そこで、社会保険庁のことをずさんだと言われましたが、どうも行政一般論になっているような気がします。社会保険庁のところが問題だったのかということが余りなかったような気がします。

私は、厚生労働省からのトップ、ある一部の、一番上の層、それから次が社会保険庁の第二層、そして昔の地方事務官の第三層と、この構造でお互いに一体感を持って行動してこなかったと、それぞれが自分たちのところばかり目を向けていたという問題なんだろうと私はとらえております。

そして、私たちは、これは年金機構に変わった場合もそうですが、これは社会保険庁だけの問題ではなくて厚生労働省全体の問題にかかわってきていると、そのようにとらえているんですね。厚生労働省の官僚の方と、それから今度新しくできる機構、特殊法人や独立行政法人、そしてそこに関連する業者と、三位一体のもたれ合いと私は言っておりますが、その構造がまた続くのではないかとこのことを感じていたわけです。

そこで、先生は有識者会議の座長をされているということですが、厚生労働委員のメンバーの方は皆さん、我が党の櫻井議員の質問でこの厚生年金保険制度回顧録というものの内容を大体の方が知っております。厚生年金始めた当時あるいは社保庁をつくる当時の、どういう目的でこの年金を始めたかということが赤裸々につづられております。

そこで、佐藤先生はラグビー部長をされておられて、私、社会保険というのには正にワン・フォー・オール、オール・フォー・ワンだと思っております。それが正しいやり方だと。しかし、これに書いてある設立の過程では、決してそのような考え方はないということを皆さん大体

御存じなんです。

そこで、有識者会議で過去の検証、どういう目的で年金を導入し社会保険庁を設立しようという検証はされたんでしょうか。

○参考人(佐藤英善君) 実は二段階になっておりまして、まず、私どもの前にもう一つ有識者会議が実はございました。その段階で基本的な問題点の洗い出しをしたと存じます。そこで基本的に、年金制度の責任をどこが持つかという基本的枠組みと、それからその執行機構につきましては行政機構の中で、それで扱うという基本線を既にお決めになっていたんですね。

その上で私どもが具体的な組織の在り方を検討しておりましたので、結論を申しますと、今先生がおっしゃったような過去の制度設計の段階までを検証したわけではありません。

以上です。

○足立信也君 先ほど中村理事の質問の中で、データの管理が、これが一番の根本であって大事なことだと。そして、今の四つのコンピューター、NTTデータの四つのコンピューターシステムでやられているわけですね。

それで、今、正にシステム開発、今のままではうまく使えない、機能が不十分だと、システム開発を今やられています。五年計画で、平成二十三年がゴールの予定だと思えます。そのシステム開発をされている段階で新たに分割をして機構へ移すということが可能かどうかというのはどうお考えになりますか。

○参考人(佐藤英善君) これは、私どもの委員会の中に大山先生というその道の大家がおられまして、専門家がいらっしゃいますけれども、ITシステムの専門家がいっぱいいますし、国全体のそういう情報化対応、これも全体をごらんになりながら検討なさっておられましたので、そちらの動きとの対応で動いていたと思うんですね。そういう形で進めておりました。

それからもう一つは、データ管理その他の問題については、もちろん業務改革に大きく関係する

ものですから、当然、これまでの改革のプロセスその他については私どもが情報をいただいで、それで検討の素材にできた、こういうことです。
○足立信也君 それでは、杉山さんに質問いたします。

私たちの考え方は、働き方の多様性というのがもちろんあります。私自身も、基礎年金番号の前に四つの年金手帳を持っておりまして。

そこで、まず一元化という考え方が、このような事態を生むこともなかったのではなからうかと、一元化ということをも考えました。そして、徴収システムはやはりこれも一元化がいいのではないかと、西沢参考人のお話もございました。

次に、今、少子高齢社会でやるべきことは賦課方式からの脱却なんです。先ほど、年金は賦課方式だと断定されましたが、私は、賦課方式から脱却していく方向でないと維持できないと思っております。

そして、四番目が保険料の活用問題なんです。平成十六年の予算委員会でも、当時の小泉総理も年金保険料は年金の給付以外に使うべきではないと。そしてまた、自民党のワーキンググループの中でもそれはある意味総意であつたのではなからうかと、そういうふうには認識しております。

今回の法案で、今まで年金に関する事業が事務とそれ以外のものと二つに分かれておりました。

事務的経費に関しては、保険料を使うという時間的な法案でやりました。これが、先ほど教育という、あるいは広報というふうにならわせたけれども、年金に関する事業全体、すべて保険料が使えるというふうには読めるんですね。この点に関して、保険料の保険給付、年金給付以外への活用に関してはどのように考えられておられますか。

○参考人(杉山千佳君) 幾つかかなり根本的な大きな提案があつたかと思うんですけども、本当に大きな問題に関しては、今すぐ私の個人的な意見を申し上げることというのはとても難しく、

いろんなところで議論をしていく必要があるんだろうというふうに思います。

で、一点、賦課方式をやめてはどうかという御意見がある……

○足立信也君 ちょっといいですか。保険料の活用の問題だけで結構です。

○参考人(杉山千佳君) 活用の部分だけでいいですか。はい。

その件に関しては、税金であつても保険料であつても、国民の負担であるということに関しては同じ負担だということのが正直な気持ちです。で、お財布がどっちから出てくるのかという辺りの話でありまして、どこで、どのように説明をしていただければいいのかというところが一個だろうというのと、あと、私の感覚としては、保険料の中でそういった事務手続を行うというのとは別にいいんじゃないですかという気がするんですけども、それは年金を運用するために必要な事務のお金ですので。その中に教育であつたりとか広報があつたところ、それは、それこそその範囲の問題ではあるかと思いますが、一つ一つ議論をしていけばよいことではないかと思っております。

以上です。

○足立信也君 法案を見ますと、年金事業に関するすべてが保険料を使えるというふうになっていて私は認識しております。

それでは、西沢さんにお聞きします。

今、使うときは税も保険料も同じだろうという御意見がございました。私たちは、利便性を考えて、徴収するときは同じ扱い、あるいは同じやり方でいいのではなからうかという考え方です。そこで、海外の事例も含めて、西沢さんは触れられませんでした。これシャープ勧告で、日本がそのとき、厚生省は抵抗し、大蔵省はほぼまわつていた案、国会提出の直前に見送られたというシャープ勧告のことなんです。外国の事例も交えて、税と保険料徴収、これ保険料も強制徴収ですから、どのような利便性を、もう一度お示しく

ださい。

○参考人(西沢和彦君) 直近で税と保険料の徴収統合したのはイギリスです。

イギリスは、まずこういったことを調べました。事業主に対してはアタリと統計の収集を行いました。それまでは税と保険料、個別の徴収でした。組織が別でした。従業員の源泉ですね、それは別々の徴収でした。国税と国民保険料。中小企業、中小零細企業は源泉徴収の事務負担が多いといったことを彼らは見いだしました。これは当然のことです。規模の利益が働きます。その中で大企業であれば、一つのコンピュータソフトで事務できますから、従業員一人当たりのコストは安いですが、そこでイギリスは、では政府に二枚出している紙を一枚にしようと、このことによつて特に中小零細事業者の方々の事務負担が減ると、こういったことで国税と社会保険料の徴収統合を行ってきたわけです。

これが直近の例でして、それ以前にも既にアメリカやカナダ、スウェーデン、イタリア、G7の諸国の中ではドイツ、フランス、日本を除き、G7諸国はフランススウェーデンは一体的徴収をしていて、ドイツ、フランスはつきましては、公的年金、公的健康保険とはいはれても、元々私的年金、私的健康保険から発足しております。政府の制度とは一歩引いた制度でスタートしておる経緯もありまして、個別に徴収しているといった次第でございます。

○足立信也君 よく分かりました。

そこで、大蔵省はほぼその方向でいいんではなからうかとまとめておられた。厚生省はどうも抵抗したみたいなんです。なぜだと思ひますか。

○参考人(西沢和彦君) シャープ勧告が出ました後、大蔵省がいったん法案までまとめて、またそれが審議入りせずに廃案になったといったことを、私もそこまでは聞いております。

以下申し上げることは推測ですが、当時の大蔵省、厚生省、労働省がそれぞれ税、社会保険料を集めて、国として集めておりましたが、推

測で申し上げますと、国税で一括徴収してそれ一般会計なりに入つてしまつた、あるいは国税の人が汗をかいて集めたお金は厚生省、労働省もなかなか自由に使いにくいといった事情があつたというふうには私は推測をいたしますが、ちよつと推測で恐縮ですが、以上です。

○足立信也君 先日のテレビ中継があつた委員会質問で、これ佐藤先生にお伺いいたします。でも自民党の片山議員がおっしゃつておりました、税と社会保険料は違ふだろうと。私は、不規則発言になるかもしれませんが、具体的にどこが違ふからできないんだということを言つてほしいということをお願いいたします。

佐藤先生は長年かかわつていられると思うんですが、なぜ徴収、税と保険料、一体的にできないとお考えですか。

○参考人(佐藤英善君) まず、シャープ勧告の、昭和二十四年でございましたけど、これはもう国、地方の財政問題を含めた改革論議なんです。一つはね。そういう側面から私も、専門領域に近いものですから詳しく存じておりますが、その話をすると長くなりますから。

まず今日に見た場合、先ほど西沢参考人の御発言があつて大変勉強になった点は多くございまして、基本的に私は、例えば今、取る側から、いかに徴収率を上げるかという観点からお考えになるのか、それからもう一つは、年金というものの社会福祉性です。これをどうするかという、そういう観点を僕は頭の中に描いているんですね。そうすると、国税庁の皆さんは果たしてそういう福祉的観点から政策立案ができるかという問題が一つございまして。そうすると、先ほど私が言つてゐることと矛盾するんですよ。

つまり、国民の立場で、ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワンでありますけど、そういうことにはならないんじゃないか。予算の締め付けやるのは大蔵省さん、国税庁はその外局でありますから、制約するのはね、こういうことだと思ふんですよ。ところが、やはり本質

的に政策が異質なんです。その政策立案と、それからそのためにそれを支える財源をどうするか。

それをもし、先ほどおっしゃったように税制で持つていくということであればそれは割と分かりやすいと思うんですけど、そちらの議論をきちっとしないで、取る方、観点からお考えだけになるというのは、ちょっと私は賛成しかねる。老後の安心を財務省さんが考えていただけたらいいんですが、そういう政策立案は御専門じゃないんです。そういうことがまず根本にあるんで、まだほかにもいろいろあります。

○足立信也君 目的によって、各省庁それぞれ目的が異なっていて、そしてまたそれが縦割りという表現もあるわけですね。両面のお答えだったというふうに認識いたしました。

済みません、磯村さんにお伺いします。

この法案、日本年金機構法案だけでも二つの第三者機関あるいは第三者委員会ができるんです。もう公布の日からできるわけです。それがアウトソーシングの推進であつたり、職員の採用のシステムづくりですね。さらに、それに加えて年金、宙に浮いた年金といえますか、消えた年金記録の問題で、また検証委員会と、各地方地方に新たな第三者委員会、四つできるようにするわけですね。

社会保険庁は人員削減計画をずっと続けておりまして、たしか三、四年で五千人だったかと思うんです。新しい機構に変えようと言っている段階、その前に第三者委員会を四つつくってやっていく、人員削減してやっていくと。これに対してどのように思われますか。

○参考人(磯村)元史君 どちらが先かという問題が一つあるかと思うんですが、このところはまだ私、はっきりとされたからその辺の段取りを伺っている機会がございません。

仮に、記録管理の判定のための第三者委員会を先につくることであれば、あるべき論としては、人員削減の前にそちらの方に人員を移すべ

きじゃないのかなと思います。

以上です。

○足立信也君 山田さん、申し訳ございませんでした、時間がありませんので。

私は、社会保険庁という名前を消して、似て非なるものなのかあるいは別物なのか分からないような段階だと思んですが、要は、今までのこの回顧録も含めて、社会保険庁のような役割の機関をなくすというのが大事なんだと、そのように思っております。

社会保険というものがどういう役割を担っているのかをしっかりと認識していただいて、そして徴収の面は、それは目的が違うだろうということになればすべての省庁にわたって似たような機関がまた必要になってくるという無駄の問題もございまして、私はやはり利便性というものは何よりも欠かせないだろう、そしてまた、今国民の皆さんに、今ですと信頼してきたのに、国のやっていることだから信頼してきたのに、それに対して裏切られたような気持ち、この不安感を払拭することがまず大事だと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○浮島とも子君 公明党の浮島とも子です。

本日は、五人の参考人の皆様には本当に大変貴重なお時間を賜り、そして御意見を賜り、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

私の方からは、まず初めに、佐藤参考人の方にお伺いをさせていただきますと思います。

佐藤参考人におかれましては、有識者会議の座長としてこの法案の策定過程において大変御尽力をいただいたと認識をさせていただいておるところでございますけれども、この社会保険庁においては、平成十六年以降、先ほどもいろいろございましたけれども、職員による不祥事、あるいは事業運営について様々な問題が明らかになり、こうした問題を一掃するための改革案が必要だと私は考えているところでございますけれども、ガバナンスが強化され、しっかりとした仕事ができる、

また仕事をする新組織をつくらなければならぬと私は考えております。有識者会議におきましてもこのガバナンスの強化は大きなテーマとして議論がされて、様々な提言もいただいたと認識をしておりますけれども。

そこで、この今回の法案により国民の年金制度に対する安心そして信頼を高めることができる新組織をつくっていくかなければなりません。まずはこの新組織におけるガバナンスの強化策という点にしまして、御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○参考人(佐藤英善君) 繰り返して恐縮でございますけれども、とにかく従来の行政システムでは、内部を向いた組織でございますから、少なくとも自己ガバナンスするという機能は残念ながらないですね。そこで、まず企画立案という意思決定のレベルできちっとしたガバナンスをどうやってやるかとすれば、合議制機関で、しかも外部の目が入る形を取って、そうならば当然、これはほとんど公開されるわけですね。これが第一です。

それから、内部に從来持つていない監事による監査とか、あるいは外部の監査人あるいは監査法人、そういうものを入れていく。当然、それは厚生労働大臣に報告しなければならぬ。それから、非常勤理事などを当然入れるわけです。四人以内の中で入れるわけでありまして、こういうところできちっとした目を向けていただいて、チェックをしていただく、こういう辺り。それから、何と言っても先ほどから申し上げているように、従来お役人の世界で暮らした人が自らの業務のガバナンスができるわけがないんですね、内輪の話でございますからね。外部からやはり人が入るといことは大きいと思います。それから、中途採用の職員なんかが行われる可能性がございます、そういうことなどでガバナンスは強化できると思っております。従来以上にですね。

○浮島とも子君 またもう一点、佐藤参考人に続

けてお伺いさせていただきます。この年金の新組織の非公務員化のメリットについてちょっとお伺いをさせていただきたいと思いますが、社会保険庁のこれまでの業務運営や、私も経験がございますけれども、本当に対応が不親切であり時間が掛かりという様々な問題がありました。国民の側、私たちの方から気が付いて何か申請しない限り動かないという待ちの姿勢のサービスなどがとても問題だと私は思っています。国民の視点に正に欠けていて、正に先ほどもちょっと佐藤参考人のペーパーの方にもございましたけれども、親方日の丸と言われても仕方がない状況にあったと思います。

今後、この顧客志向という新組織をつくっていくためには、この新組織の人事の政策をどのように展開していくべきであるかということをお伺いさせていただきますと思います。

○参考人(佐藤英善君) まず、これは、中心になる職員の皆さんは社会保険庁に今在席している人たちが採用していくと、こういうことがございまして、個人レベルでいえば大変なことですね、職場を失うわけですから。その上で新しい職務に就く、これが一つです。

それから二つ目は、これまで厳しい国民の監視の下でこの問題が、ここでもそうでございますが、議論されております。旧態依然で移るといことはちょっと難しいと思うんです。そこで、まず職員の皆さんの意識改革でしょうね。これは幾ら指導してもできないような成果がこのインパクトによって僕は生まれると思います、一つは。

それから二つ目は、やはり採用する段階でも一度、真剣に年金業務をやるという責任を、あるいは何といいますか、やりがいを持って人たちに移してもらおう、こういうことをチェックするわけでありまして、そういう意味でも大分違う。

それから、今度は業務に合わせた人事制度をつくれますから、しかも業務は固定的ではございませんし、それに合わせた中途採用と、つまり民間

から、あるいは役所の中からもよろしいわけですが、公募などなされて、優れた適格な人材を確保していく、こういうオープンシステムにきちんと変わっていくと、これは大きいと思います。

○浮島とも子君 次に、杉山参考人にお伺いをさせていただきますと思うんですが、社会保険庁における業務改革についてお伺いをさせていただきます。

今回の日本年金機構の設立も、最も大切なことは、国民の皆様にお届けする年金サービスの質の向上をどういうふうにしていくかという点にあると私は考えております。私としては、この日本年金機構がその発足当初から、国民の皆様から信頼される、そして質の高いサービスが提供できる組織として出発を図っていただきたいと考えているところでございますけれども、今後、新法人の発足に向け、どのように社会保険庁の業務改革を推進すべきであるかということを杉山参考人にお伺いさせていただきます。

○参考人(杉山千佳君) 繰り返しになりますけれども、やはり国民の目線に立った業務を行っていくということに尽きるのでないかというふうに思います。

先ほどもありましたねんきん定期便といった、これから個人、今までは窓口に来たら情報を提示するというのを、こちらからお知らせをするという大転換だというふうに私は思っているんですが、そこでも、そういったところのツールを利用して、そこで様々な国民の方たちの双方向のやり取りをいともたやすく行うという、そういったことからまず始めていく必要があるんじゃないかということをお伺いします。

あとは、私も社会保険事務所に何度も行って嫌な思いをしたりもしている者なんですけれども、やはりそういったところから体質を変えていくということと、それから民間にとてもいいサービスを行っている企業が数多くございますから、そういったところのノウハウをよく学んで、新しい

ノウハウを新組織として構築していったきたいということ。で、組織としての目標は何なのかということの目標設定と、それからそれを個人の目標にも持っていくというようなことで、自己管理をして仕事をするというのを心掛けていっただけならなというふうに思っています。

○浮島とも子君 ありがとうございます。

また、私は、学生に対する年金教育の在り方が今後とても大切になってくると考えているところがございますけれども、先ほど杉山参考人の方からスウェーデンのお話等々ございましたが、国民年金の納付率を年齢別に見てみますと、二十代、三十代、若者の納付率がほかの年齢層に比べてとても低い状況にあって、若者にとってはまだまだこの年金というのが身近な問題ではなくて、必ずしも納付意欲が高いとは言えない状況にあるのではないかと思います。

しかし、この将来の制度の支え手となる子供たちに年金の意義、そして重要性を教育の中でしっかり教えていくことがやはり必要なんではないかと考えているところでございますけれども、佐藤参考人から皆さん、五人の参考人にお伺いをさせていただきたいんですが、この年金教育を実効性ある形で展開していくにはどうしたらいいのか、またどうするべきかという点について、それぞれ参考人の御所見をお伺いさせていただきます。

○参考人(佐藤英善君) これは、やはり世代間でお互いに助け合うということですね。そうすると、このことをまず家族の中で、次は教育の中で、義務教育の中などでお互いに小さいときから話し合えるという、あるいは教えてあげる、なぜそれが重要か、これをやっているべきかと、若い人ほど納付率は悪いんですね。余り二十年、三十年先については、将来どうなるかわかりませんが、そういう一般的な無自覚、こういうのもございますんで、小さいときからとにかく、おじいちゃん、おばあちゃんの生活はどうやって成り

立っているのと、そういう話、あるいは介護保険とも関係、つながっているわけですね、そういう話をやはり義務教育の中などでやっていく。

それからもう一言、先ほど足立先生の御質問とかかわるんですが、そういうことに年金の財源を使う、そういうことを私も有識者会議で言っていたわけですが、その他一般にまで使われるということはむしろ逆でございます。かつてのそれ以外のものに使うことを、むしろこれは私どもとしてはやってはいかぬ、使えとすれば、今の教育とかあるいは年金の利便などをどうやって知らせていくとか、PRでございませうね、そういうのには使ってほしいんじゃないかと、こういうことでございしたので、その点も併せてお答え申し上げます。

○参考人(杉山千佳君) 年金は払うものなんだよということをお願い人たちにだけ伝えるということ、もうもはやできないというふうに思っています。これだけ少子高齢化が進んでいる中で、若い人たちは、僕たちの年金出るといふようなことを本心に今の御高齢の方よりも不信に思っているし、現実、その数字が、少子化の数字がこれだけ下がっているという現状の中では、本当に私たち大人が何をすべきかというところに問われているだろうというふうに思っています。

特に、社会保障給付費に至っては、高齢者に対しては手厚くて子供に対しては相当少ない、先進国に比べても非常に少ないという部分の問題は、もうどうやっていくかはできないと思います。だから、国としてある程度若者にも温かい国なんだと、高齢者にも温かいけれども、若者にも温かいというところをまず政策で示していくということ、それに関連してある程度説明をしていく、その上にこの年金の問題もあるし社会保険庁の問題もあるというふうに説明をしていくということが必要だろうと思います。

今余りに関心を持っていないところがあるところ、このまま関心を持たなくて、国を信用できないという若い方を増やすのではない方法と

いうのを私たちも考えていきたいし、是非皆さんにも考えていただきたいと思っています。

○参考人(西沢和彦君) 私は、情緒で語るよりも、正しいデータで若者を説得すべきだと思います。例えば、政府は二倍ももらえる年金というふうに言いますが、二倍ももらえるんだから払わなくていいじゃないかと、こういうふうになるわけですが、その方が国のためになるわけですから。そうではなくて、今の年金制度というのは、特に若い人にとってみれば、半分は確かにインシュランスプレミアムとして払ったものが将来返ってきますけれども、半分はタックスの側面が強いんですね、上の方に対する所得分配あるいは同世代の所得再分配ということ。

ですから、有利性を殊更強調してインシュランスプレミアムと言ったりするのはなくて、定量的に、半分はインシュランスプレミアムです、半分はタックスですと、こういった性格のものになってきますというのを定量的に伝えて、理解ある若者たちに訴え掛けるのが私はいと思います。

○参考人(山田稔君) 簡単な答弁で申し訳ないというふうに思いますが、私は、国として社会保障制度を大事にしない状態のまま、教育として年金は大事だとか医療は大事だとか言ってもそれは無理だというふうに私は思っています。憲法二十五条が本当に大事にされているという中で、例えば年金であれば魅力ある年金制度にすべきですし、当然払える保険料にすべきだというふうに思っています。

そういう制度としての改善を図らずして、国民の側に、いや、払え払えと言ったって、それは今の、ましてこの今日の格差社会といいますが、貧困と格差が拡大する中で、払いたくても払えないという方が多くいらっしゃる中で、教育ということで払えるという状況はつくり出せないというふうに思っています。

○参考人(磯村元史君) 私はやっぱり、学生、若者本人には余り欲がありませんので、親にそういうPRをすべきじゃないかなとも思っています。そのときには、極力分かりやすく、間違っても誤解を生ずるような官庁用語、法律用語は使わない、これが一番大事だろうなと思っています。例えば、支払免除という言葉がありますが、これはまけてもらうことじゃないんですね、学生の場合は猶予なんです。そういう言葉も使わない、こういうPRが必要なんじゃないかなと思っています。

以上です。

○浮島とも子君 最後に、佐藤参考人と杉山参考人にお伺いをさせていただきたいと思うんですが、今回、この日本年金機構から民間へのアウトソーシングについてお伺いをさせていただきたいんですが、この改革案では事業運営の効率化を徹底するという下に新法人から民間へのアウトソーシングを積極的に進めるということとしております。

そこで、どのような点に留意をして公的年金という公共のサービスの民間委託を推進を図るべきかという点について両参考人にお伺いをさせていただきますかと思いますが、

○参考人(佐藤英善君) まず、何を民間委託化するかをしっかりとさせるということですね。そこで、財源管理、データ管理、この基本をどこできちっと責任持って押さえるかをやった上で、それで民間に委託しても問題ない、あるいはその民間ノウハウはそちらの方が使いやすい、効率がいい、こういうことをきちっとすることは大事だと思います。

それで次に、民間委託するときの基準作りとその基準の透明性ですね、これをはっきりする。それから、このプロセスをチェックするシステムを必ずやらせる。それから、事後チェックもやる。こういうことはもう当然だと思うんですが、公の財源を使うわけですからね。そういう点に留意していくことがまず基本だと思います。

○参考人(杉山千佳君) 一点は、費用対効果を見るときに、これは民間でやった方が全然効果が上がるし、それから金額的にもコスト的にも大丈夫、民間の方がいいだろうという部分に関して民間にアウトソーシングしていくということが一点。あとは、民間ならではのサービスができるという部分に関しては、せっかくなのでそこにやって取り入れていっていただくというようなことだろうと思います。

先ほどちょっと意見のときにも述べさせていただいたんですが、できるだけ生活に寄った形の様々な窓口相談、そういったものが将来的にはあってもいいじゃないかというふうに思っています。その辺りは多分、民間の方が得意ではないかなというふうに思っています。

○浮島とも子君 本日は大変貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

参考人の皆さんありがとうございます。最初に、佐藤参考人にお伺いをしたいと思うんですが、参考人のお話の中で、年金行政の問題点として申請主義への過度の依存という御指摘がありました。これは私もそのとおりだと思うんですが、今回の宙に浮いた年金という原因もやはり将来的には統合できるんだ、それは申請でやればそうなるんだということがやはり背景にあったんだろうと思うんです。これは日本の社会保障行政全体にもある意味共通する問題点ではないかと思うんです。その問題意識の下にねんきん定期便の導入という業務改革も行われた、これもいいことだと思っております。

ただ、今この事態に当たって、またこの申請主義といえますかね、問題が出てきているんじゃないかと思うのが、社会保険庁、事務所は今問い合わせ殺到しているんです、電話もパンクしているんですね。要するに、心配な方は問い合わせにくく、だいたいという対応になっているんですね。やっぱり申請主義から脱却するというものであれば、まずその第一歩として、今回のこのいろんな問題を解決するために個々人の年金保険料の納付記録を心配な人は問い合わせくださいというのではなくて、国の側から送る、ある意味定期便ではなくて臨時便を一齐に出すようなことを申請主義から抜出す第一歩としてやってみたらどうかかなと思っています。御意見をお聞かせください。

○参考人(佐藤英善君) それは、むしろやらなきゃいけないと私も思っています。その方が基本的には今の状況が、被保険者、分かるわけですね。それを三十五、四十五、五十八という、こういう刻みでやっておりますけれども、今の事態が何かというと、今の状況で私はどうなっているということ、世代関係ないですね、年齢。これをすぐやれるかどうかなんです、実務的にいいますか、お金の他の問題で。そういう問題残りますけれども、本来やれば相当問題点を解消できるんじゃないですかね、と思います。それから、申請主義に過度に依存しているという発想もいささか改められると思います。

○小池晃君 私もこれは是非やるべきだと思っています。まして、やっぱりこれで実際正しい記録を送らなければそれで安心できる人も一杯出てくるだろうと思います。そして、やっぱりこれだけの問題を国民にもある程度率直に協力も求めて解決していくという姿勢が必要なんじゃないかなというふうに思っています。ありがとうございます。

それから、西沢参考人、山田参考人、磯村参考人にお伺いしたいんですが、そもそも今回の事態を通じて、私は、やっぱり年金というのが何十年にもわたって国民のある意味では資産、大事な財産を管理していく大切な仕事である、その能力があるかどうかということではなく、やはり国が責任を持ってこれはやっていくべき仕事なんだという感じが私はむしろ浮き彫りになったんじゃないかなというふうに思っています。今回のこの機構法を通じて国のやっぱり業務から

分離してしまおう、このことで日本の年金にどういう影響を与えるのか、その点について御見解をそれぞれお聞かせいただきたいと思っています。

○参考人(西沢和彦君) 今回、徴収執行機関ですか、徴収して記録を管理して給付するこの組織の話に集中しがちですけれども、私の考え方は、先ほど申し上げましたけれども、制度が複雑であるところの執行機関に対する負担が非常に大きくなるんですね。一億三千万人いる国民で、保険料を払って初めて給付を受けられるというこの皆保険の仕組みというのは、執行機関に非常な負担を掛けてきたと思います。それが国民年金の未納率の上昇であつたりすると思うんです。ですから、制度改革、システムに負担を掛けない制度改革と執行機関改革が一体的にあるべきというのが私の一つの考え方です。

もう一つ、社保庁の職員の方々に対するモラルアップが叫ばれますけれども、私は、この制度が安定的に運営されるためには、普通の人が普通に仕事をすれば運営されるようなものでないといけないと思います。優秀な人が集まって一杯一杯仕事をしたのではいつか破綻してしまうわけですから、凡人といえますか、普通の人が普通に仕事をすれば制度が運営されるようなシステムにむしろつくり変えるべきかなと思っています。最後に、民間に対する過度な期待があり過ぎるのかなと思っています。公的サービスの供給者というのは、金銭を目当てに多分働くわけではないと思うんですね。社会的な使命感でとか、私、おれこそが国の礎を築いているという使命感がその人を突き動かすわけで、それは民間でも公務員でも同じだと思います。ですから、給与や昇格、昇進で人を釣っても、それは永続的ではないと思っています。

○参考人(山田稔君) 日本の年金制度がこれからどうなっていくのかというのは、非常に国民の、前回の二〇〇四年の改革以降ずっと持ち続けている不安であり、まあ不信までは行きませんが、そういう感じを持っているというふうに思っています。

す。今回のこの問題が発生をしてはつきりしたのは、やはり三十年、四十年先のことに對してだれが責任を持つてくれるのか、だれが信頼に足るのかという点では、やっぱり国が責任を持つて運営すべきだというのがよりはつきりしているんじゃないかというふうに思っています。

今の年金制度を本当にいい方向で改善をしていく、それについては皆さんの御意見も一致しているんだらうというふうに思いますが、年金制度をどうつくり変えていくのかというときに、じゃ、その運営管理が全く国から、全くといいますか国から離れていく、そのことに對しては、国民が信頼しようとしているその足下から信頼の根拠をなくしていくようなものになるんじゃないかというふうに思っています。

そういう点では、国が本当に、意見の中でも言いましたが、国が全責任を持つて国民の老後の生活、その大きな経済的な基盤である年金を責任を持つて運営をするんだというこの安心感を与えるということがまず第一ではないかというふうに思っています。そのことを大きく逸脱をしていくという方向になるんじゃないかというふうに私は思います。

○参考人(磯村元史君) 非公務員型というものと民間企業とは似て非なるものでございます。もし非公務員型で民間企業に對する厳しさと同じようなことを要求なさる、あるいは民間企業が持つておられると思われるガバナンスと同じものを期待されるのであれば、今度の改正証券取引法、すなわち日本版SOX法と言われます金融商品取引法というのをごいまして、金融商品取引法では民間企業に相当な厳しいガバナンスを要求しております。それが実行できない場合には厳しい処罰も予定されております。そういうものと同じものを新しい日本年金機構に要求なさるという前提であれば、まだ信頼感は多少つながるかも分かります。でない限り、今の程度のガバナンスじゃ、まづ無理だと思えます。

○小池晃君 磯村参考人にちよっと引き続き、第三者機関のことで、先ほど今のままだと現場が混乱するというふうにお話しされましたが、これは法的根拠なしに、ある意味で一回行われた行政処分をひっくり返すようなことができるんだらうかということは大変疑問に思いますが、こういう法的な根拠が一切ない第三者判定機関の在り方について、更に付け加えることあれば是非お聞かせください。

○参考人(磯村元史君) この性格がどういふものなのかよく分かりませんが、ただ、六月四日御議論なさった大臣、副大臣の御答弁を拝見いたしますと、何か審議会的な位置付けのようでございます。したがって、勧告はできると。勧告ができる程度の法律的な裏付けのないものでしたら、だれも言うこと聞きませんね。

○小池晃君 それから、社会保障番号のこと、若干さっき話題になりましたが、山田参考人に御意見を伺いたんですが、安倍首相も社会保障番号の導入ということを言い出しています。

それで、これは今の宙に浮いた過去の問題解決する手段にはなり得ないということが一つあると思うのと、医療、年金、介護を一つの番号というふうにした場合に、どういう病気をしたのか、どういう治療をしたのか、あるいは収入は幾らか、すべてが丸裸になっていくわけですね。その点でいうと非常に、基礎年金番号すらともに管理できないようなこういう実態の中で、こういうプライバシーがすべて筒抜けになってしまう。住基ネットのときに、氏名、住所、年齢だけで大問題になったのに、これはやっぱりプライバシーという点から見ても大変問題が大きいのではないかと思いますが、先ほどちよっと若干議論もあつたので、山田参考人の御意見を伺えませんか。

○参考人(山田稔君) 社会保障分野といえますか、年金でも医療でもそうですが、基本的には社会弱者の自立支援法でもそうですが、基本的には社会的弱者と言われている方たちも含めて、非常

にプライバシーについては敏感な方というのは、当然置かれてある状況の中で大きいわけですね。それが、今回の年金のこの機構法案についても、本当にプライバシーは守れるんだらうかというのは率直な国民の疑問であり不安だろというふうに思っています。

これが、国がしっかりと責任を持つて解決をするということのないままに、更に社会保障番号という格好で不安に不安を重ねるようなやり方で、今、安倍首相も含めて新たな提起をされるという点では、本当に、こんな言い方して申し訳ないですが、政府は一体何を考えているのかというのが国民の率直な思いだというふうに思っています。本当にこれを国民の目線で解決をするというこ

とがどうして最優先されないのか、五千万件だけでなくすべての加入者が安心できる、そのことがまずどうして解決されないのか、そのことばきにプライバシーが更に拡散をする、そういう不安を増やすのかということが国民の率直な気持ちだろというふうに思っています。

そういう点では、新たな提起については、より混乱を招くだけだというふうに私は思っています。

○小池晃君 引き続き、山田参考人にお伺いしたいんですが、引き続き、山田参考人にお伺いしたいんですが、速にやっぱり世論が変化して国民の怒りが広がっています、やっぱりこれだけ内閣支持率が一週間でもう二〇%ぐらい下がるような事態になったということは、やはりこの間の政府が進めた年金制度の制度改定などに対する不信感というのは土壌にかなりあつたんじゃないかと思うんですが、実際、いろんな国民の声も聞いている立場にあると思いますので、皆さんがどんな思いでいるのか、ちよっとお聞かせ願えればと思います。

○参考人(山田稔君) 今言われましたように、年金に對する今回の国民の大きな怒りというのは、この五千万件問題が発生をした、それから急速に生まれてきたものではないというのは御承知だと思いますが、当然皆さんも御理解されているという

ふうに思います。二〇〇四年の年金制度の見直しときに、保険料は上がるけれども給付は下がる。このことが、国民が百年安心だということで納得しているわけがないわけですね。そのじくじたる思いが、ずっと抱えながら今回のことですね。そういう点では、それ見たことかというのが国民の率直な意見だと思います。感情だというふうに思っています。

それに加えて、年金だけではなくて、この間、社会保障のあらゆる分野で制度の見直しがあり、保険料や利用料が引き上がる。さらには税制の見直しがあり、定率減税の廃止も含めて負担が増やされる。こうやって国民にはどんどんどんどん負担が押し付けられる、その中で本当に苦勞して苦勞して払っている年金の保険料。意見の中にも言いましたけれども、そうやって苦勞して払うというのは、すべて自分の年金権につながるというのを一〇〇%信頼して払っているわけですから、それが全く根底から裏切られたということに對しては、国民の素直な感情がやっぱりこれだけの怒りだというふうに思っています。

また、それに更に輪をかけて怒りを増幅させているのは、それこそ定率減税の廃止で住民税の納付書が国民のところに届いています。住民税を大きく引き上げた納付書は直ちにすべての国民に届けるのに、どうして年金の納付記録は、是非安心をさせてくれという、国民が求めているにもかかわらずそれが出されないのか、このことに對する怒りも今回の国民の怒りを大きく増幅させている要素の一つだというふうに思っています。

○小池晃君 西沢参考人にお伺いしたいんですが、年金保険料の納付率の向上ということが今回の法案の一つの目玉になっていて、参考人は国税庁に強制徴収を委託することについて、個人の資産を把握できない新機構がなかなかそういう対象者を特定することは難しいんじゃないかというコメントもされていますが、この点について、御説明いただけますか。

○参考人(西沢和彦君) 御存じのように、社会保

除庁は企業からは厚生年金の保険料納付、企業に
対して代行してもらっていますけれども、それは
あくまで従業員の給料の申告に基づいて社保行
行っているわけで、その企業ごとの利益の状況と
かを当然把握しているわけではありませんし、企
業の資産も把握していないです。他方で、国税で
あれば利益に基づいた税徴収を行っていますから
利益も把握している、あるいは市町村であれば
固定資産税を取っていますので資産状況も把握し
ていると。強制徴収を行うのであれば、利益、資
産の状況を知っておりませんと、その悪質性をな
かなか認定しにくいわけです。

これは個人についても同様です。個人も、国民
年金保険料というのは定額負担ですから、所得を
一義的に社会保険料は知っているわけではありま
せん。市町村や国税であれば知っているわけ
です。すると、その人は悪質かどうかという認定は
甚だ困難になってまいりますし、仮に悪質だと分
かっても、取り立てようとしたところにはもう資産
逃れが行われていたり、あるいはその企業、個人
の資産が劣化しているかもしれない。取りっぱ
ぐれになってしまう懸念があると、そういうこと
です。

○小池晃君 ありがとうございます。

それから、最後、山田参考人にお伺いしたいと
思うんですが、やっぱり今回の事態を通じて、安
心できる年金制度をつくるということが本場に大
事になってきていると思います。

先ほど、空洞化などの事態についてもお話が
あったんですけれども、今の日本の年金の問題を
解決するためにどういう改革が必要なのか、財源
のことも含めてお考えをお聞かせください。

○参考人(山田稔君) 意見陳述の中にも若干触れ
ましたが、最低保障年金制度という制度を創設す
る以外、根本的な解決はあり得ないというふう
に思っています。私以外の参考人の方々からも出
ていますが、やっぱり収入のない人にも保険料の納
付を義務付けている今の日本の年金制度というの
はもう限界を迎える。当然、払えないという事

態も発生するわけですし、また払えなくて減免
をするという点でも低年金ということにもなります。そうい
う点では、空洞化を食い止める、そのことも含め
て、またこの間、年金をめぐっては女性の年金権
やパート労働者の年金権の問題等々あります。根
本的にこれらの日本の年金制度が抱えている問題
を解決する、そういう点では最低保障年金制度の
創設しかないというふうに思っています。

最低保障年金制度については、別に私たちが
言っているだけではなくて、連合や全労連などの
労働組合、労働団体もそうですし、民主党、共産
党、社民党の皆さんも政党レベルで、名前こそ若
干違いますが、やっぱり最低保障年金という、そ
ういう仕組みを用いない限り問題解決しないとい
うふうに言われています。また、経済界もその方
向で、骨太方針二〇〇七に向けてという格好で経
済同友会が提言をされているというようなことも
あります。

ただ、私たちが一番危惧をしているのは、やっ
ぱり財源の問題が非常に大きな問題になってくる
だろうというふうに思っています。仕組みはいい
けれども、じゃ財源をどうするのかということ
です。財界などは消費税をというふうに提言をされ
ていますが、消費税というのは本場に社会保障の
財源としては一番ふさわしくない財源だというふ
うに思っています。御承知のように、消費税とい
うのは収入の少ない人ほど負担感が非常に強い税
金です。そういう点では憲法二十五条の理念に
一番そぐわない財源だというふうに思っていま
す。

そういう点で、最低保障年金制度という制度、
それについては多くの方の意見が一致をしてく
ているわけですから、憲法二十五条の理念に基づ
いて、やっぱり税金の集め方、使い方を改めてこの
国の在り方として考え直す、その中で本場にこの
年金制度に対する信頼を回復をする、その方向に
是非向かっていくべきだというふうに私は思っ
ております。

○小池晃君 ありがとうございます。終わしま

す。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

まず、磯村参考人にお聞きをいたします。

この間、例えば漢字を仮名に変換をするときに
適当に入れてしまっているという問題や、ある
いは旧台帳など台帳を捨てているという問題、それ
から十年前、基礎年金番号を導入するときにも
と広報をしてみんなから、今通知をして戻すとい
うようなことをやるべきだと思いますが、そのこ
とを十年前にやっていたらもう少し事態は変わっ
ていたと思うのですが、特にこの台帳を捨て
ている、通達を出して捨てている、先日、昭和
十七年から昭和二十九年までの旧台帳を捨てて
いるという答弁で、マイクロフィルムに撮っている
からいいんだと言っていますが、なぜ大事な旧台帳
というか、永年保存となつていっているのに捨てるの
か、全く理解ができないうんですが、もう素朴な疑
問、どうしてこんなひどいことが起きるのか、そ
れについての御意見をお聞かせください。

○参考人(磯村元史君) 難しいです。ただ、一
つ言えますことは、原簿を捨てるということは、
これは法令違反の疑いがありますね。

それから、漢字を仮名に入力するというときの
問題といたしましては、当時、昭和五十年代から
仮名入力をしていたと思うんですが、当時
はもう既に漢字ライブラリーというものが開発
されておりました。私、現役のときには自分で
使っておりましたので承知しておりますが、なぜ
その漢字ライブラリーを組み込んだハードを
入れなかったのか。お金をけちったんじゃないの
かなとも思いたくなるんですが、その辺が
むしろ解明のポイントになるんじゃないかとい
うふうに思われます。

直接の御答弁にならない説明で申し訳ありま
せんが。

○福島みずほ君 NTTデータベースと目立に一
兆四千億円お金を掛けて、コンピュータのお金
を使ってきた、そして著作権は社会保険庁が持
たないということですが、そのコンピュータとい

うか、このデータの処理、それから全体の仕組み
についての問題点と提言をお願いします。

○参考人(磯村元史君) 尽きるところは一つだろ
うと思います。要は、単年度主義会計を改めない
限りこの問題は解決できないと思います。

なぜならば、ソフト資産というのは繰延資産に
なるわけでございます。繰延資産になるというこ
とは、今の官庁、単年度式会計ではなかなか容易
に導入できないというふうに向っております。ま
あ、私はそうでもないと思うんですがね。

以上でございます。

○福島みずほ君 佐藤参考人にお聞きをいたしま
す。

私は、厚生省年金局や社会保険庁の業務文書を
提出して、きちんとやはり年金記録に關してどう
いう文書をつかって出してきたかということなどを
明らかにすべきであると。

それから、今ワンビシアークイブズというところ
に、民間の倉庫に七千九百万円使つて例えば台
帳のマイクロフィルムなどを預けているというふ
うに聞いているんですが、年金記録の管理状況を
すべて正確に把握すること、どこにどんな台帳が
あつて、どこにどの部分のマイクロフィルムが
あつてどういう管理をしているのかなど情報公開
をこの際徹底的にやらなくともた雲散霧消するん
じゃないか、大変心配をしています。その点につ
いてどうお考えでしょうか。

○参考人(佐藤英善君) まず、あれでございます
かね、総務省の検証委員会というのが今動いてい
ますね、あれはそういうことをまずおやりになる
んじゃないんですか、一つはね。

それから、一般的に情報公開をどういう形で、
だれでもできるようにすべきなのか、あるいは国
会が求めるべきなのか、いろんなレベルございま
すよね。国民それぞれが求めるということになり
ますと混乱を招いちゃうかもしれない。それであ
れば、国会のレベルであるとか検証委員会とか、
責任を持ったところできちんと求められまして、
それでやりになるというのが、まずどうでござ

いますかね、その方が僕は実効性が高いと思うんですけれどね。そういうことであれば、どうぞ。
○福島みずほ君 国会として求めたいと思いますが、いかがお思いでしょうか。

○参考人(佐藤英善君) それはよろしいんじゃないですか、国権の最高機関ですからね。
○福島みずほ君 山田参考人にお聞きをいたします。

今回の法律改正の中に、やはり事務費として保険料を使うというこの提案があるわけです。この点については、幾ら限定的といっても、法文の解釈上どうしても拡張解釈もあり得るわけで、事務費について保険料を使うことはやめるべきだと思いますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○参考人(山田稔君) 私はやめるべきだというふうに思っています。

やっぱり国民といいますか、加入者側からすると、自分たちが加入をして保険料を払っている、それはすべて自分たちの年金につながるという信頼も含めて加入をしてきているわけですから、拡大解釈ができれば得るような状態に広がっていくべきでは決まれないというふうに私は思っています。
○福島みずほ君 磯村参考人にお聞きをいたします。

三年前、年金積立金の使い方や、あるいは資産運用で株を買ったりすることはどうかといった議論を、三年前この委員会で非常に展開をしました。年金積立金というのはどうあるべきか、あるいはその運用についてどうあるべきか、監視についてどうあるべきかについての御見解を教えてください。

○参考人(磯村元史君) 年金積立金というのは老後の資金でございます。老後の資金の運用は、まず減らすべきではないというのが原則だろうと私は思っております。減らすべきでないんであれば、少なくとも市場変動のリスクのあるもの、すなわち株式あるいは外債、こういった市場変動のリスクのあるものについての運用はすべきではない

と思います。したがって、今の運用のやり方は非常に問題を含んでおると。現実には数年前には数兆円の損失を出して問題になったことがあって、やっと最近、過去の損失も取り消してやっと水面下に浮上したように聞いておりますけれども。

一方では、今運用利回りの予定を年率、毎年でございまして、毎年、百五十兆円の資金を四・一％に回そうとしております。この毎年四・一％というのは大変なことではございます。というのは、ほぼ八割近いものを債券で運用せざるを得ませんので、七割、八割の債券の運用、例えばこれが一・五ぐらいしか回りませんと、残り二、三割の市場変動のあるものの利回りを、これは計算してみればすぐ出てまいりますけれども、一〇％強に回さないと全体としての予定利率四・一％を維持できないわけですね。それを公約にするというふうなことは非常に危険極まりない運用であるなというふうに思っております。

以上でございます。
○福島みずほ君 磯村参考人に、事前に配付された論文に、例えば数十の天下りポストが新たにできることになる、焼け太りとはこのことであるというふうに批判をされていらっしゃるのです。が、今回の法案についての評価、それからなぜ焼け太りという可能性を指摘されるのか、教えてください。

○参考人(磯村元史君) まず、焼け太りと指摘しました文章の意図は、もう既に御審議をいただいております政府管掌健康保険の各都道府県移管といたしまして、その部分についてでございます。

その際申し上げましたのは、実は健康保険に限らず保険というのは大数の法則でもって運営するのをよしとしております。したがって、分母が小さくなる分割というのは保険の理屈に反するわけでございます。なぜ反してまで各都道府県に保険者の機能を移さなければならぬのか。推測いたしますと、多分、天下りのポストをつくりたいか

らであろうと、こういう推測を下したわけでございます。

以上でございます。

○福島みずほ君 各政党も、社民党もマイ年金通帳といったものを例えれば作って、それを本人が見て常に確認をしたりというふうにするのとやっぱり本人の意識も高くなりますし、また記憶漏れが補充できたりと思うのですが、佐藤参考人、こういうふうな提案についてはどうお考えでしょうか。

○参考人(佐藤英善君) 実は私自身も被害者なんです。なぜかと申しますと、私の名前は佐藤英善と書きますけど、読み方はヒデタケなんです。ね。そうしましたら、大学を出まして一年半ばかり民間企業出ましたら、その分が、大分前でしたけど、ちょっと確かめてみたら間違えておりました。しかし、直観的に多分ヒデヨシと読んだんじゃないかと思いついて、コンピュータで調べていただいたらすぐ出てきたんですね。今そういうことを気が付いたんですね。

それで、手続を取りましてそれをつないだんですけど、六十歳を過ぎていましたんで、ある部分は、一年数か月分は消えちゃったんです、時効で。そこで、年金手帳が来たのが多分六十歳になる直前とか、ある一定の時期なんですよ。常時持っているようなものじゃないんですね。しかも私はもう少し先にもらおうと思っていましたから、だから余り関心がなかった。

そういうことを考えますと、常時関心が持てるような何か仕組みも取るのも、それはよろしいんじゃないでしょうか、やっぱり、と思います。

○福島みずほ君 貴重な被害体験をどうもありがとうございます。

磯村参考人にお聞きをします。

ちょっと膨大で申し訳ないんですが、安倍総理はコンピュータの五千万件の照合をまたやると、五千万件のうち受給者だけか分かれますんが、私というか社民党自身は、もっと台帳、マイクロフィルムとそれからオンラインのをきっちり

照合をすべきだ、あるいは台帳を全部やっぱり、ほりかぶったものも含めて全部出して照合をすべきだとか、あるいは今回の時効の援用をしないというこの金額などいろんな見積り出ておりますが、莫大なお金が掛かると思いませんか。

これは、ちょっと突然聞いて済みませんが、どれぐらい費用が掛かるというふうに思われているのか、あるいはこの費用は一体どこから出さなきゃいけないかという点についてお考えを教えてください。

○参考人(磯村元史君) 正直なところどれぐらい掛かるか見当が付きませんが、ただ、今委員おっしゃいましたように、現在多分ワンピシアーカイブズの倉庫及び高井戸の業務センター、こういったところに保管されているであろう資料並びに各市町村にもしやあるかも分からない原簿でございますね、こういったものはいったん全部集中して名寄せをすべきだろと思っております。名寄せというのは、人間の名前に、あるいは番号に書類を合わせることでございます。これをやらない限り、必ずや根拠がない、判定委員会でも判定ができないといううらみが残ります。これは必ず残ります。したがって、そのための費用がどれぐらい掛かるかは、正直、原簿なり書類なりを集めてみないと分かりませんが、じゃ、その財源はどうするんだということでございます。

これは大変途方もない意見かも知れませんが、例えば、今公務員、国家公務員百万人、地方公務員三百万人、合計四百万人おられます。これの年間の給料が約三十兆円でございます。今回の事件は、民間企業であれば社員全体が連帯して負うべきものであります。日本国、株式会社日本国の社員はだれかという、公務員でございます。そのほかに、株式会社日本の取締役は国会議員の皆さん方でありまして、したがって、現国會議員の皆さん方と社員であるべき公務員の皆さん方が連帯してこのお金を負担する。まあ全部とは言いません、ごく一部で結構です。

例えば、今三十兆円のわずか〇・一％でございますと、年収五百万の人は五千円出せばいいんで

すよ。そうすると、全体で三百億円集まります。それから、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の年金の積立金が約五十兆円ございます。これも〇・一％拠出していただくと、そうしますとこれ五百億円出てきます。両方で約八百億円出てまいります。これを財源の一部にするというふうなことで、今回の件は本当に皆さん済みませんでしたと、公務員寄つてたかつて、国会議員も含めて頭をそって、お金を出しておわびしますと言ふと一件落着くと思います。

以上でございます。

○福島みずほ君 今回、民間委託というのが一つのポイントになっているのですが、他方、一九八〇年代、アルバイトや派遣の人にデータを入れさせた。もちろん、派遣が駄目、パートが駄目、アルバイトが駄目というわけではないんですが、そのときの管理体制と指示の徹底などが不十分だったのではないかと。最近も新聞に、当時入力した人がおぼつかない感じでやっていたというふうな実体験が出ておりましたけれども、今回の民間委託で一体この年金業務がどうなるのか、大変心配をしています。

この年金相談も、インターネットで派遣で募集をしている。経験、学歴不問で十八歳から六十五歳まで、どなたでもできる仕事ですというふうな中身なんです。これでみんなの今の年金の不安にこたえられるかという思いがあるんですが、山田参考人にお聞きをします。この民間委託ということが、本当にこれで年金安心してきつとできるのか、あるいは分割をしてどかが最終的に責任を負うのか、その点についてはいかがでしょう。

○参考人(山田稔君) 今、年金機構法案が出て、民間といいますが、そちらありきの議論が進んでいます。本当に国民が心配していることがどうして民間じゃないと駄目なんですかというのが率直な疑問だというふうに思います。どうして、これだけの問題を起こした社会保険庁といいますが、国、厚生労働省、社会保険庁が、本当に責任

を感じて自らの手で解決をするということがどうしてできないんですかというのが、私は率直な意見だというふうに思っています。

この間、確かにアルバイトの方とかが人力に携わられてという問題があるかというふうに思っています。システムとして非常に問題があったということも聞いております。そういう点では、民間だから駄目、公務員だから駄目、そういうことじゃなくて、私は、今回の問題はだれが責任を負うのかという点では、正に国、厚生労働省、社会保険庁がまず責任をしっかりと負うべきだというふうに思っています。

なぜこれほどまでに社会保険庁の解体を急がなければならぬのかというのは、国民にとつちや全く分からぬ議論だというふうに思っています。これだけの問題が出たからこそ、余計に、社会保険庁の解体をストップさせてでも、全力を挙げて問題解決に当たるといふ姿勢を国が示すべきだと私は思っています。

○福島みずほ君 ありがとうございます。

磯村参考人が先ほど、これだけデータの課題など問題になっているところでこの法案を通すと、逆に雲霧消散するといふか、一体どかがどう責任を負うのか、あるいはノウハウがどうなるのか、あるいは関連するデータの保存が、ただでさえ今分割をしているわけですが、どうなるのかとおっしゃいましたけれども、私もそれを実はとても心配をしています。前のことが分からなくなってしまうのではないかと。その点についてはいかがでしょう。

○参考人(磯村元史君) 過去の省庁再編のとき及び情報公開法の施行のときに、実は政府の保有する文書がぐくつと減ったことがございます。これはどこかのホームページに出ていますが、役所の。その理由は定かではございませんが、多分、省庁再編によって文書が破棄されたというふうなコメントが付いております。これは民間企業でもそうです

けれども、どこの組織体でも組織が変わると大体文書の整理をいたします。そのときに原簿を捨てるといふことも実はないわけではございません。既に原簿は大分捨てられておりますけれども。そういう部分のほかに、先ほども陳述のときに申し上げました頭の中に入っているノウハウですね、これが人の異動によってなくなってしまう、これが実は一番怖うございます。このノウハウの消滅というのは書類の消滅以上の被害かも知れません。

以上でございます。

○福島みずほ君 西沢参考人に同じことをお聞きをします。

これだけデータの問題や、それから、実は今の時点でいろんな新しい事実、入力されてないものやいろんなことが明らかになっていきます。今回、六分割して機構を変えてしまふ、このことでむしろ問題点が、所在がまた不明確になるんじゃないか。この点についてはどうお考えでしょうか。

○参考人(西沢和彦君) 最初、佐藤参考人がおっしゃいましたと思うんですが、こういう趣旨だったと思うんですが、結局、人だとおっしゃいました。それは、社会保険庁にしようが日本年金機構にしようが、その中で働くトップや従業員の人だという趣旨だと思っております。我々は組織形態論ばかり話していますけれども、その中にいる人たちが意識を継続してモラル高くしてくれていれば委員御指摘のようなことが軽減されるわけ、組織論をするよりも人のモラル、意思ですね、彼らをたたくというよりも、今であれば彼らの精神面、体の健康面をむしろ気遣って一生懸命やってみたらどうか、そんな人論というんでしょうか、テクニカルなものよりも人論がむしろ重要なような気がいたします。

○福島みずほ君 どうもありがとうございます。

○委員長(鶴保庸介君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第一七七五号)(第一七七六号)(第一七七七号)

一、パーキンソン病の療養生活の向上に関する請願(第一七八八号)

一、ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願(第一七九七号)

一、小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願(第一七八〇号)(第一七八一号)(第一七八二号)(第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八五号)(第一七八六号)(第一七八七号)

一、(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇号)(第一七九一号)(第一七九二号)(第一七九三号)(第一七九四号)(第一七九五号)(第一七九六号)(第一七九七号)(第一七九八号)(第一七九九号)(第一八〇〇号)(第一八〇一号)

一、てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願(第一八〇五号)

一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第一八〇六号)(第一八〇七号)(第一八〇八号)

一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第一八〇九号)

一、新・腎疾患対策の早期確立に関する請願(第一八一〇号)

一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第一八一一号)(第一八一二号)

一、てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願(第一八八号)(第一八一九号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一八二〇号)(第一八二二号)(第一八二二二号)(第一八二三号) 一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第一八二四号) 一、てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願(第一八二六号)(第一八二七号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一八二八号)(第一八二九号)(第一八三〇号)(第一八三一号)(第一八三二号) 一、てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願(第一八三三号)(第一八三四号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一八三六号)(第一八三七号)(第一八三八号)(第一八三九号)(第一八四〇号)(第一八四一号)(第一八四二号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第一八四三号)(第一八四四号)(第一八四五号) 一、マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な引上げに関する請願(第一八四六号) 一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第一八四七号) 一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第一八五八号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一八五九号)(第一八六〇号)(第一八六一号)(第一八六二号)(第一八六三号)(第一八六四号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第一八六五号)(第一八六六号) 一、てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願(第一八六七号) 一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第一八六八号) 一、じん肺とアスベストの根絶に関する請願	(第一八七〇号)(第一八七一号)(第一八七二号)(第一八七三号)(第一八七四号)(第一八七五号) 一、身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願(第一八八六号) 一、助産所と自宅における出産の安全性の確保と支援に関する請願(第一八八七号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一八八八号)(第一八八九号)(第一八九〇号)(第一八九一号)(第一八九二号)(第一八九三号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第一八九四号) 一、最低保障年金制度実現に関する請願(第一九五五号) 一、就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願(第一九一六号)(第一九一七号)(第一九一八号)(第一九一九号)(第一九二〇号)(第一九二二号)(第一九二二二号)(第一九二三号)(第一九二四号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一九二五号) 一、じん肺とアスベストの根絶に関する請願(第一九二六号)(第一九二七号)(第一九二八号)(第一九二九号)(第一九三〇号)(第一九三一号)(第一九三二号)(第一九三三三号)(第一九三四号) 一、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願(第一九四六号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第一九四七号) 一、マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な引上げに関する請願(第一九四八号) 一、ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願(第一九四九号) 一、てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願(第一九五〇号)	一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第一九五四号) 一、てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願(第一九五五号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号)(第一九五九号)(第一九六〇号)(第一九六一号)(第一九六二二号)(第一九六三三号)(第一九六四四号)(第一九六五五号)(第一九六六六号) 一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第一九六七号) 一、遺族年金の併給に関する請願(第一九六九号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一九七一七号)(第一九七二二号)(第一九七三三号)(第一九七六六号)(第一九七七七号)(第一九七八八号)(第一九七九九号)(第一九八〇〇号)(第一九八一八号)(第一九八二二号)(第一九八三三号)(第一九八四四号)(第一九八五五号)(第一九八六六号)(第一九八七七号) 一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第一九八二二号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第一九八五五号) 一、青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願(第二〇〇〇号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二〇〇一一号)(第二〇〇二二号)(第二〇〇三三号)(第二〇〇四四号)(第二〇〇五五号)(第二〇〇六六号)(第二〇〇七七号)(第二〇〇八八号)(第二〇〇九九号)(第二〇一〇〇号)(第二〇一一二号)(第二〇一二三号)(第二〇一三四号) 一、ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願(第二〇一三三号)(第二〇一四四号) 一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第二〇一六六号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二〇二〇号) 一、被用者年金一元化にかかわる既裁定年金削減の中止に関する請願(第二〇二二二号)	一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二〇三三三号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第二〇三三三三号)(第二〇三三三三三号) 一、労働法制の拡充に関する請願(第二〇三五五号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二〇三六六号)(第二〇三七七号)(第二〇三八八号)(第二〇三九九号) 一、マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な引上げに関する請願(第二〇五八八号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二〇五九九号)(第二〇六〇〇号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第二〇六一六号) 一、じん肺とアスベストの根絶に関する請願(第二〇六二二号) 一、年金制度の国による直接・一体的運営と社会保険庁職員の雇用確保に関する請願(第二〇六三三三号) 一、療養病床廃止・削減と患者負担増の中止等に関する請願(第二〇六四四号)(第二〇六五五号) 一、生活保護などでの生存権の保障に関する請願(第二〇六六六号)(第二〇六七七号) 一、格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願(第二〇六八八号)(第二〇六九九号)(第二〇七〇〇号)(第二〇七一一号)(第二〇七二二号)(第二〇七三三三号)(第二〇七四四号)(第二〇七五五号)(第二〇七六六号) 一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二〇七八七号)(第二〇八八八号) 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第二〇八九九号) 一、ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願(第二〇九〇〇号)
--	--	--	---

一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二〇九三三号)(第二〇九三三号)
一、最低賃金の時間額千円以上への引上げと全国一律最低賃金の法制化に関する請願(第二一〇二二号)
一、社会保険庁・社会保険事務所等の解体・民営化を中止し、年金制度を充実・改善することに関する請願(第二二〇三三号)
一、ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願(第二二〇四四号)(第二二〇五五号)
一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二二〇六六号)(第二二〇七七号)(第二二〇八八号)
一、安全・安心の医療と看護の実現に関する請願(第二二〇九九号)(第二二一〇〇号)
一、青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願(第二二一一一号)
一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第二二一二二号)
一、難治性進行がん患者の未承認遺伝子治療薬使用を妨げず、最大限のインフォームド・チョイスと生存権を保障することに関する請願(第二二一二六号)
一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第二二二七号)
一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二二二八号)(第二二二九号)
一、青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願(第二二三三三号)
一、小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願(第二二三三三号)(第二二三三三号)
一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願(第二二二七号)

請願者 福岡市城南区樋井川一ノ二ノ一
五 美作倫三 外六千名
紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第一七七六号 平成十九年六月一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目 高田いづみ 外千九百九十九名
紹介議員 伊達 忠一君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第一七七七号 平成十九年六月一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 山梨県甲府市和戸町一、二六四ノ二 米倉美恵子 外千八百六十一名
紹介議員 中島 真人君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第一七八八号 平成十九年六月一日受理
パーキンソン病の療養生活の向上に関する請願
請願者 山梨県甲府市緑が丘一ノ五ノ一 川手薫 外二百九十名
紹介議員 中島 真人君
この請願の趣旨は、第三五九号と同じである。
第一七九九号 平成十九年六月一日受理
ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 山梨県南アルプス市鏡中條五二二 名取一也 外三千九百三十名
紹介議員 中島 真人君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。
第一七八〇号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 兵庫県三田市東本庄一、七二三

岡本龍日出 外九百九十九名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七八一号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 長崎市平和町二〇ノ一二 月川弥生 外千八百六十名
紹介議員 大塚 直史君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七八二号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 横浜市磯子区森が丘二ノ一二ノ二 二 高橋京子 外九百九十九名
紹介議員 那谷屋正義君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七八三三号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都足立区綾瀬六ノ七ノ七 高瀬憲孝 外千九百九十九名
紹介議員 中川 雅治君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七八四号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 京都府宇治市木幡平尾四ノ七 後藤智恵子 外千九百九十九名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七八五号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 福岡市西区姪の浜四ノ三ノ二二 久家和代 外千九百九十九名
紹介議員 広田 一君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八六号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 大阪府高槻市高見台二ノ二〇 木村節 外九百九十九名
紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七八七号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町二、九一三ノ四 志村久和 外三千九百九十九名
紹介議員 中島 真人君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七八八号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県彦根市日夏町二、〇六〇 三橋嶺人 外千九百九十九名
紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七八九号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀町大矢部四ノ三ノ一 山城基貴 外九百九十九名
紹介議員 森元 恒雄君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七九〇号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県草津市南山田町三六五ノ一 平井彰一 外九百九十九名
紹介議員 直嶋 正行君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七九一号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 静岡県清水区沼田町九ノ一四 古

紹介議員 川朋樹 外千九百九十九名
紹介議員 魚住裕一郎君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九二号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡伯耆町小野四四一
森安祐子 外千九百九十九名

紹介議員 田村耕太郎君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九三号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市西久保町二ノ二五
八ノ一一 天笠浩 外千九百九十九名

紹介議員 山本 一太君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九四号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 北海道函館市赤川一ノ一六ノ八
広瀬望 外千九百九十九名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九五号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区仏向町一、九二
七ノ一ノ四二二 宮坂美樹 外九
百九十九名
紹介議員 加藤 敏幸君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九六号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市平松本町七九三ノ
五三 田村悟朗 外千九百九十九
名

紹介議員 矢野 哲朗君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九七号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 福岡市南区野間三ノ一ノ三ノ
一、〇〇八 永田由美 外千九百
九十九名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九八号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 山口県岩国市牛野谷町二ノ二三ノ
八ノ一 宮下久真 外千九百九十九
名
紹介議員 林 芳正君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七九九号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 大分県由布市挾間町下市三三〇ノ
四 森永邦裕 外千九百九十九名
紹介議員 後藤 博子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八〇〇号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 名古屋市中区栄一ノ一六 川上麻
子 外三千九百三十三名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八〇一号 平成十九年六月一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 岩手県奥州市水沢区字寺領一八
小野寺ひとみ 外千九百九十九
名
紹介議員 工藤堅太郎君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一八〇五号 平成十九年六月一日受理
てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 群馬県高崎市十文字町四三七ノ六
大広正子 外三千七百二十名
紹介議員 福島みずほ君

てんかんのある人は二〇〇人に一人近くいるが、てんかんを取り巻く医療と福祉の環境は貧弱である。多くの人が思春期までに発病することから、就職、結婚など青年期の重要な時期を、発作を抱えながらの生活となる。発作がなくなり、安心して働き、生活できることを願っているが、てんかんのある人の六割が在宅で過ごすことを余儀なくされている。

ついては、社会参加をしやすくするため、早急に次の事項について実現を図りたい。

一、専門医療機関として、政策医療の担い手として国立病院機構は必要欠くべからざる存在である。ところが、再編された独立行政法人国立病院機構では、不採算性などを理由にてんかん医療が打ち切りや縮小の対象となりつつある。てんかんを含む専門的医療への補助制度を創設し、打ち切りや縮小から救うこと。

二、てんかんのある人に対する障害者雇用率へのみなし適用は実現したが、完全適用にはなっていない。早急に障害者雇用率への完全適用を実現すること。

三、てんかんのある人が安心して働けるモデル工場を、特例子会社として、あるいは福祉工場としてつくること。

四、難治性てんかんのある人にとって、医療的ケアを含む生活支援体制の構築が必要である。安心して生活できるケアホームなどを整備すること。

五、一方で、医療的ケアを必要としないてんかんのある人も地域で生活できるように、安心・安全なグループホームを整備すること。

第一八〇六号 平成十九年六月一日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 奈良市南宮町四ノ二〇一ノ一
辻信子 外二百九十七名
紹介議員 前田 武志君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一八〇七号 平成十九年六月一日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 富山県小矢部市中央町一ノ三八
北野悦子 外九百四十九名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一八〇八号 平成十九年六月一日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 福岡県宮若市龍徳五九〇ノ七
口邦明 外二千三百七十八名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一八〇九号 平成十九年六月一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 福島市松川町沼袋字日向六九六
長沢貴代子 外七百六十九名
紹介議員 岩城 光英君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一八一〇号 平成十九年六月一日受理
新・腎疾患対策の早期確立に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町斎藤字町田二
〇七 渡辺薫 外八百六十九名
紹介議員 岩城 光英君
この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第一八一一号 平成十九年六月一日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等

に関する請願

請願者 大阪府豊能郡能勢町山辺四六三ノ

一〇 川西晋一 外九百九十九名
紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一八二二号 平成十九年六月一日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 富山県小矢部市泉町六ノ八 舟本

外喜夫 外九百九十九名
紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一八二八号 平成十九年六月一日受理

てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願

請願者 新潟県佐渡市金井新保乙一、一三

〇ノ二 児玉エミ子 外二千九百九十九名

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一八一九号 平成十九年六月一日受理

てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願

請願者 神戸市北区ひよどり台二ノ三二ノ

三 美馬宏行 外三千十二名
紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一八二〇号 平成十九年六月一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県松山市本町四ノ九ノ二 北

尾栄子 外三千五百四十六名
紹介議員 関谷 勝嗣君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八二二号 平成十九年六月一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 新潟市東区東中島二ノ九ノ六〇

吉村健二 外九百九十九名
紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八二二号 平成十九年六月一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 群馬県前橋市駒形町一、六〇三ノ

八 吉田彰良 外九百九十九名
紹介議員 富岡由紀夫君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八二三号 平成十九年六月一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 福岡県前原市前原西二ノ一七ノ七

西原信一郎 外九百九十九名
紹介議員 小斉平敏文君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八二四号 平成十九年六月一日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 新潟市秋葉区満願寺三、四二二

長谷川実 外九百九十九名
紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一八二六号 平成十九年六月一日受理

てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願

請願者 茨城県取手市井野七九二ノ一九

増井恵美子 外三千三百十九名
紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一八二七号 平成十九年六月一日受理

請願者 三重県津市垂水三五七ノ三〇 伊

藤洋 外三千九百七十二名
紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一八二八号 平成十九年六月一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 横浜市港北区錦が丘一四ノ二五ノ

三〇一 末吉武 外九百九十九名
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八二九号 平成十九年六月一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県甲賀市甲南町深川一、四三

六 松山修三 外二千十二名
紹介議員 芝 博一君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八三〇号 平成十九年六月一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県草加市井天五ノ五ノ七 木

村直 外九百九十九名
紹介議員 島田智哉子君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八三一号 平成十九年六月一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 秋田市寺内イサノ七三ノ一〇三

長谷川一志 外九百九十九名
紹介議員 鈴木 陽悦君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八三二号 平成十九年六月一日受理

第一八三三号 平成十九年六月一日受理

てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願

請願者 奈良県大和高田市曙町一六ノ六

森村菊美 外四千四百三十名
紹介議員 西島 英利君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一八三四号 平成十九年六月一日受理

てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願

請願者 名古屋市中区呼続二ノ二ノ二二

曾根雄治 外三千九百五十四名
紹介議員 島田智哉子君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一八三六号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 神戸市北区東大池一ノ一九ノ九

今井さゆり 外九百九十九名
紹介議員 藤原 正司君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八三七号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 福岡県田川郡糸田町三、七八八ノ

五 石原雅弘 外九百九十九名
紹介議員 大久保 勉君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八三八号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 青森県八戸市諏訪一ノ六ノ一一

松川真利子 外九百九十九名
紹介議員 山崎 力君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府吹田市泉町一ノ四一四ノ一四
山口都 外千九百九十九名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八四〇号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 福島県二本松市初森字横谷地一六
〇ノ三 内池知幾 外千九百九十九名

紹介議員 和田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八四一号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 和歌山県有田郡有田町吉原六二
三 高垣優子 外千九百九十九名

紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八四二号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 兵庫県加古川市別府町新野辺五七
四ノ三三 手納千恵子 外四千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八四三号 平成十九年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 福島県耶麻郡磐梯町大谷西前田
四、〇九七 小林竹子 外七百八十九名

紹介議員 和田ひろ子君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一八四四号 平成十九年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 和歌山県紀の川市上野一六三 實
實久子 外三千九百六十六名

紹介議員 泉 信也君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一八四五号 平成十九年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 和歌山県紀の川市北浦三七一 森
田良恒 外千八百七十七名

紹介議員 大江 康弘君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一八四六号 平成十九年六月四日受理

マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な引上げに関する請願
請願者 和歌山市府中一、〇七七ノ八 鈴
木敏美 外百二十九名

紹介議員 泉 信也君
この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

第一八四七号 平成十九年六月四日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願
請願者 群馬県藤岡市藤岡一、六八〇ノ六
伊澤豊 外六百四十八名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一八五八号 平成十九年六月四日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 岐阜県羽島市正木町一、二三四ノ
一 笠木真 外三千二百七十七名

紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一八五九号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 岐阜県揖斐郡大野町大野八二二ノ
八 市原恵美子 外九百九十九名

紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八六〇号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県長浜市大宮町七ノ一二三
和田麻葵 外二千九百九十九名

紹介議員 河合 常則君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八六一号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府柏原市太平寺一ノ八ノ三九
小泉雅則 外三千九百九十九名

紹介議員 尾立 源幸君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八六二号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 熊本市萩原町五ノ四六ノ七〇六
緒方敦子 外二千一名

紹介議員 三浦 一水君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八六三号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 群馬県前橋市清野町一二四ノ五
後藤真人 外九百九十九名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八六四号 平成十九年六月四日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県高島市安曇川町青柳四七〇
ノ九 中捨博章 外二千九百九十九名

紹介議員 有村 治子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八六五号 平成十九年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 大阪府東淀川区菅原五ノ五ノ三九
鈴木嶺輝美 外二千三百九十名

紹介議員 尾立 源幸君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一八六六号 平成十九年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場一、
五八四 高橋賢造 外二千百十九
名

紹介議員 三浦 一水君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一八六七号 平成十九年六月四日受理

てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請願
請願者 宮城県石巻市丸井戸一ノ二ノ二〇
佐藤よし子 外三千二百六十一
名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一八六八号 平成十九年六月四日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願
請願者 宮城県石巻市元倉一ノ四ノ一九
伊藤益夫 外九百九十九名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一八七〇号 平成十九年六月四日受理

じん肺とアスベストの根絶に関する請願

請願者 東京都町田市金井一ノ三六ノ二
五十嵐源之助 外千二百二十名
紹介議員 福島みずほ君

じん肺は、最古にして今なお最大の職業病である。いまだに二万人近くのじん肺病者が見られる。毎年一、〇〇〇名前後が最重症患者として新たに認定されている。また、毎年一、〇〇〇名以上が死亡していると言われている。数多くのじん肺裁判の結果、企業責任は明確になっており、二〇〇四年四月に出された筑豊じん肺最高裁判決によって、炭鉱における国の加害責任が明確になり、米海軍横須賀じん肺によって、造船における国の責任も明確になっている。そして、二〇〇六年七月の東京地裁判決、熊本地裁判決で、いずれもトンネル工事についての国の責任も明確になっている。ILO（世界労働機関）・WHO（世界保健機関）は、二〇一五年には世界中からじん肺を根絶すべきである、そのために各国政府はじん肺根絶計画を策定すべきであると提唱している。日本も、我が国最大の職業病であるじん肺を遅くとも二〇一五年には根絶するための抜本的な制度改革に取り組みべきことが強く求められている。また、アスベストは、じん肺の原因物質であるとともに、強い発がん性を有していることが明白になっている。安全衛生法施行令が改正され、二〇〇六年九月から石綿及び石綿をその重量の〇・一％を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されることになったが、まだ多くの例外が残っており、今後アスベストを使用した建物の解体等によってアスベスト粉じんによる大量の被害発生も危惧される。二〇〇六年三月から「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されたが、救済の対象となる指定疾病を中皮腫と肺がんに限定するとともに、救済給付金も労災法や公健法に比して低額に抑えるなど、極めて不十分な内容となっている。また、トンネルや炭鉱、金属鉱山などじん肺を多く出してきた職場では、じん肺のはかにも振動病が多発しており、その根絶と被害救済も課題となっている。厚

生労働省は、振動障害の医学的検査、労災認定基準に關して一九七七年に発出した通達を改定しようとしているが、その内容は医学界等の合意もないうまま、振動障害に苦しむ患者を切り捨てるものになりかねない。

一、遅くとも二〇一五年までに日本におけるじん肺根絶を実現するため、じん肺法、労働基準法、労働安全衛生法等関係諸法律を速やかに改正すること。

二、じん肺多発の継続を放置する関係省庁の実態（政令・省令の不備、監督等の労働行政の不備等）を調査し、速やかに改善すること。

三、じん肺を多発させているトンネル建設工事、造船、各種製造業、建設業を始めとするすべての職場における粉じん対策を徹底すること。特に、最大のじん肺多発の職場であるトンネルについては、粉じん測定義務の義務付け、粉じん作業時間の短縮などを直ちに実施すること。

四、速やかにアスベストの完全禁止を実現すること。

五、振動障害患者の切捨てにつながる認定基準の拙速な改定を行わないこと。

第一八七二号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 静岡県袋井市宇刈一七九ノ四二
竹下三三 外二千四百九十九名
紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一八七二号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 横浜市鶴見区佃野町四ノ四 野上 誠一朗 外二千三百八十三名
紹介議員 近藤 正道君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一八七三三 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 高知市瀬戸二ノ一五ノ五 野瀬倫子 外二千四百九十九名
紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一八七四号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 仙台市宮城野区原町苦竹字館前一 一ノ四〇五 榊廣志 外二千四百九十九名
紹介議員 測上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一八七五号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 岩手県釜石市中妻町一ノ一六ノ六 葛西繁樹 外二千四百九十九名
紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一八八六号 平成十九年六月四日受理
身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願
請願者 兵庫県三田市中町一ノ一三ノ一、〇〇五 北野実々子 外五百十五名
紹介議員 山本 香苗君

過酷な勤務や訴訟の多さなどにより、産科医が廃業したり新規開業の減少で、産科医の不足、産む場所の減少が深刻な問題となっている。地域によっては、冬の凍結道路を妊婦が車で時間を掛けて通院しなくてはならず、大都市でも分娩予約ができない事態となっている。女性が身近な地域で安心して産める場所を増やすため、また産科医の過酷な勤務体制の負担軽減のため、質の高い産科医・助産師の養成数を増やし、助産師の指導の下、産前からの身体づくりを意識した環境づくり

を行い、出産の八割を占める正常なお産を担う助産師の力を強化し、活用するよう求める。産科が閉鎖された総合病院では、多くの助産師が看護師として働いているが、産科設備は現存するので、助産師がお産の仕事をするには十分に可能と言える。異常時の医療連携体制は整えた上で、このような施設を使って、助産師が正常なお産の健診・出産にその専門性を発揮できるよう求める。政府は、産科医不足対策として医師を大病院へ集約することを進め、地域にある診療所（開業医や総合病院の産科が相次いで閉鎖されている。そのため、高次医療機関にロースクのお産が集中するようになり、満床等の理由から、診療所や助産所等からの緊急搬送を受け入れられず、多くの妊婦が異常が起った場合への不安を抱えるようになった。日本に先行して大病院集約化を行った諸外国では「ロースクのお産は小さな施設は安全である（オーストラリア）等の研究報告が出されている。緊急搬送やハイリスク妊婦がスムーズに高次医療機関に受け入れられ、ロースク妊婦に病院、診療所、助産所等の身近な出産施設の選択肢が保障されるよう求める。自然出産や夫立会い、母乳育児など、満足度の高いケアは、地域の助産所が産む女性と共につくり上げ、多くの人に支持されてきた。また産後の訪問指導、育児相談など、助産所は親となる女性を支える役割を地域で担ってきた。ところが平成一八年に成立した改正医療法第十九条によって、助産所の開設要件は厳しくなり、産科医や産科病院が不足する中、助産所の嘱託医確保は困難を極め、開業はもとより存続すら危ぶまれている。助産所を失うことは女性にとっても社会にとっても大きな損失である。政府及び地方公共団体は、妊婦と新生児を中心に据えた医療連携システムの確立に向けて、医療法改正に伴う参議院厚生労働委員会附帯決議「安心して出産できる体制の整備を進めるため、地域における産科医療の拠点化・システム化を図るとともに、助産師の一層の活用を図ること。また、母と子の安全のため、助産所の連携医療機関が確実

に確保されるよう努めること。に基づき、助産所の嘱託医・連携医療機関(新生児対応)を責任を持って確保し、地域の中核病院や公的医療機関に助産所や診療所からの緊急搬送の受入れを義務とするよう求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、身近な地域に出産場所を増やすために、産科医・助産師の養成数を増やし、特に、正常な妊娠・出産・育児のケアを担える助産師の力を強化し、活用すること。

二、全国の出産可能な公的施設を調査し、不足している地域には、産科の閉鎖された現存施設を活用した院内助産所・バースセンターを開設する等の措置を検討すること。

三、ハイリスク妊婦や緊急搬送の高次医療施設への受入れをスムーズに行うために、ローリスク妊婦の出産場所の選択肢(病院、診療所、助産所、自宅出産等)が保障されるよう、必要な措置を検討すること。

四、政府及び地方公共団体は、助産所の嘱託医・連携医療機関を責任持って確保し、それら地域の中核病院や公的医療機関に助産所や診療所からの緊急搬送の受入れを義務とするよう検討すること。

第一八八七号 平成十九年六月四日受理
助産所と自宅における出産の安全性の確保と支援に関する請願
請願者 京都府相楽郡加茂町駅東二ノ五ノ三 中村文子 外千五百六十三名
紹介議員 山本 香苗君

この請願の趣旨は、第五三六号と同じである。

第一八八八号 平成十九年六月四日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 福島県会津若松市住吉町二〇ノ二 六沢信弥 外三千五十九名
紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八八九号 平成十九年六月四日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 神戸市垂水区狩口台四ノ三ノ一〇六 戸田晴彦 外千九百九十九名
紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八九〇号 平成十九年六月四日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 静岡県熱海市下多賀一、五五八ノ一 福島敦史 外千九百九十九名
紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八九一号 平成十九年六月四日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 札幌市豊平区中の島一条九ノ二ノ一二七〇四 後藤たか子 外千九百九十九名
紹介議員 中川 義雄君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八九二号 平成十九年六月四日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市小若江二ノ四ノ一七二〇一 久合田純 外二千九百九十九名
紹介議員 山本 香苗君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八九三号 平成十九年六月四日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 香川県高松市番町三ノ六ノ一 浪尾繁子 外千九百九十九名
紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八九四号 平成十九年六月四日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目 河股清太 外千九百九十八名
紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一九一五号 平成十九年六月四日受理
最低保障年金制度実現に関する請願
請願者 岡山県新見市高尾二、三五三ノ八 柳谷君恵 外四名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。

第一九一六号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願
請願者 岐阜県郡上市八幡町小野五ノ一一ノ一四 松岡幸子 外三千三百八十名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九一七号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願
請願者 大阪府茨木市東奈良一ノ七ノ九 野口勇将 外三千三百八十名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九一八号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願
請願者 東京都あきる野市秋川四ノ一ノ六ノ四〇三 戸沢陽子 外三千三百八十名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九一九号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願
請願者 北海道苫小牧市泉町一ノ八ノ一二 今野美智子 外三千三百八十名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九二〇号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願
請願者 山梨県甲州市塩山小屋敷一、五〇二 向山祐子 外三千三百八十名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九二一号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願
請願者 大阪府住吉区墨江四ノ一ノ八ノ四〇三 土肥紗菜 外三千三百八十名
紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九二二号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願
請願者 栃木市城内町二ノ三四ノ四四 須黒雪枝 外三千三百八十名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九二三号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 大分県中津市沖代町二ノ五ノ八〇
柴山忠臣 外三千三百八十名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九二四号 平成十九年六月四日受理
就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願
請願者 さいたま市浦和区駒場一ノ二七ノ九
増永久美子 外三千三百八十名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一六九四号と同じである。

第一九二五号 平成十九年六月四日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 福井市三ツ屋一ノ四〇五 上坂均
外千五百十九名
紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九二六号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 名古屋市長区植園町二ノ一ノ七
ノ一〇一 山田直博 外七百二十
二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九二七号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 大阪府池田市渋谷三ノ六ノ二五ノ
一〇四 仲森明正 外七百二十二
名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九二八号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
紹介議員 仁比 聡平君

請願者 東京都八王子市大塚六四二ノ一六
大村ユミ子 外七百二十二名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九二九号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 山形市城西町三ノ一七ノ七 渡部
花林 外七百二十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九三〇号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 東京都江東区北砂五ノ一九ノ七
一、〇〇二 長島貴久代 外七百
二十二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九三一号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 和歌山市栄谷六ノ一ノ六 松野光
枝 外七百二十二名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九三二号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 茨城県那珂市中台五七三ノ三二
野口好弘 外七百二十二名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九三三号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 長崎市大橋町八ノ五 田平祐也
外七百二十二名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。
第一九三四号 平成十九年六月四日受理
じん肺とアスベストの根絶に関する請願
請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎三、〇九〇ノ
五七ノ二〇三 小藤隆之 外七百
二十二名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第一九四六号 平成十九年六月四日受理
保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の
大幅増額に関する請願
請願者 大阪市東淀川区下新庄三ノ一ノ
三三 川野憲次 外九百九十九名
紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第一九四七号 平成十九年六月四日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合
的対策の早期実現に関する請願
請願者 大阪府吹田市山田西一ノ三ノ一ノA
ノ七一〇 吉岡廣 外二千七百七十
二名
紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一九四八号 平成十九年六月四日受理
マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な
引上げに関する請願
請願者 大阪府茨木市片桐町八ノ三〇 谷
口義和 外五百一名
紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

第一九四九号 平成十九年六月四日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 大阪府泉大津市東雲町七ノ二四
池西かおり 外四千六百十名
紹介議員 山本 孝史君

紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。
第一九五〇号 平成十九年六月四日受理
てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請
願
請願者 大阪府生野区林寺二ノ二ノ七 藤
原礼子 外二千三百九十九名
紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一九五四号 平成十九年六月五日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 長崎市北浦町二、一七八 田端和
妃 外九百九十九名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一九五五号 平成十九年六月五日受理
てんかんのある人の医療と福祉の向上に関する請
願
請願者 熊本市小山二ノ一六ノ四〇 井上
憲治 外三千九百九十九名
紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

第一九五六号 平成十九年六月五日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 京都府八幡市八幡清水井三〇ノ三
森田泉栄 外二千名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九五七号 平成十九年六月五日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 福島県相馬市中野字堂ノ前二二六
西啓太郎 外千九百九十九名
紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九五八号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田二、

九八七ノ五 小川陸 外二千九百

九十九名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九五九号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町新喜来字中竿

四〇三ノ一 高橋美恵 外千九百

九十九名

紹介議員 中村 博彦君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九六〇号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 高知県土佐市蓮池一五ノ六四 濱

田雄一 外二千九百九十九名

紹介議員 関口 昌一君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九六一号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都府中市住吉町二ノ三〇ノ七

三ノ六〇一 小林秀幸 外九百九

十九名

紹介議員 柳澤 光美君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九六二号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府舞鶴市公文名九六 蘭田唯

史 外三千九百九十九名

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九六三号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩九五一ノ

三 大竹幸雄 外九百九十九名

紹介議員 大野つや子君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九六四号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 さいたま市岩槻区上野二ノ一二ノ

二八 平山克善 外九百九十九名

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九六五号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字平五九八 坂根な

おみ 外三千九百九十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九六六号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋港区明正二ノ五七 二村

博文 外千九百九十九名

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九六七号 平成十九年六月五日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 名古屋港区五ノ二ノ三 水谷裕

子 外三千九百九十九名

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一九六九号 平成十九年六月五日受理

遺族年金の併給に関する請願

請願者 福島県喜多方市塩川町字石橋八四

六ノ一 一重惟子 外三百六十六

名

紹介議員 和田ひろ子君

配偶者の死亡に遭遇した共働きの女性は、悲し

みと遺族年金の切捨てというダブルパンチを受け

る。また、ノイローゼにまで追い込まれた人もあ

る。これは家事・育児・老親の世話をしなが

ら働き続け、高い掛金を掛け続けてきた女性を無

視するも同然である。平成六年の年金法改正に伴

い、併給第三の選択が特設され、若干の不合理的

正にはなつたが、共働きの遺族(多くは女性)の労

力への見返りはまだ少ない。切捨て主義を改め、

人道的な措置を早急に求める。

ついては、共働きが否かにかかわらず働く者の

権利を尊重し、若者には働く意欲と老後には働

きがい(働いただけ報われる)を実感できる社会とな

るよう、次の事項について実現を図られたい。

一、将来の共働きに対する遺族年金のビジョンと

して

1 自己の年金全額と遺族年金の二分の一(三

分の一の併給型とすること。前者の逆の場合

も認めること。

この1がビジョンとして本来望むところで

あるが、情勢を考慮し困難と思われるので次の

2を取り上げること。

2 自己の年金全額と遺族年金の一分の二の併

給型とすること。前者の逆の場合も認めること

と(遺族年金全額と自己の年金の一分の二の

併給型とすること)。配偶者の死亡年度、昭

和六十一年度以前以後、にかかわらず認める

こと。

二、一項はこれからの該当者のビジョンとして考

慮すること。また、不可能な場合は何らかの救

済措置を考慮すること。

第一九七一号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 栃木県那須塩原市沓掛七〇二ノ三

人見章 外千九百九十九名

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九七二号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 群馬県安中市板鼻三、三〇三ノ一

四 高橋尚子 外九百九十九名

紹介議員 加藤 修一君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九七三号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡智勝浦町井関

二二ノ一四 岡根章子 外千名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九七六号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府高槻市日町一六ノ一 入

江真 外千九百九十九名

紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九七七号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県守山市水保町一、二五五ノ

一三八 瀬川真里 外九百九十九

名

紹介議員 秋元 司君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九七八号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字布敷四三四 三宅

正幸 外四千五百五十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九七九号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県蒲生郡日野町上駒月一、五
七八 奥田とも美 外四千五百五
十五名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八〇号 平成十九年六月五日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都東大和市清水五ノ一、〇七
六ノ三二 木谷美由紀 外四千五
百五十五名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八一号 平成十九年六月五日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 北海道旭川市九条通一ノ五一〇
阿曾沼冬子 外四千五百五十五名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八二号 平成十九年六月五日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都中野区上鷺宮三ノ三ノ一二
ノ一〇一 鈴木範子 外四千五百
五十五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八三号 平成十九年六月五日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 大阪府吹田市五月が丘東八ノBノ
五二二 井上啓子 外四千五百五
十五名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八四号 平成十九年六月五日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 栃木県河内郡上三川町上三川三、
九五六ノ一三 手塚亜希子 外四
千五百五十五名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八五号 平成十九年六月五日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 福岡県田川市大字夏吉三、〇〇六
ノ二 大石秋則 外四千五百五十
五名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八六号 平成十九年六月五日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 さいたま市見沼区南中野二二五ノ
一四 出内剛 外四千五百五十五
名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八七号 平成十九年六月六日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 群馬県高崎市保渡田町一、〇〇四
ノ五 井深哲也 外千五百九十九名
紹介議員 荻原 健司君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九八八号 平成十九年六月六日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等
に関する請願
請願者 札幌市白石区本通一四丁目南七ノ
一四 古関恒二 外六百九十名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一九八九号 平成十九年六月六日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県草津市山田町四四三ノ五
西川裕子 外千九百九十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇〇〇号 平成十九年六月六日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇
用の確保に関する請願
請願者 香川県高松市西宝町一ノ六ノ八ノ
四〇三 渡辺浩至 外七百二十二
名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一三七九号と同じである。

第二〇〇一号 平成十九年六月六日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県草津市馬場町二〇七ノ四三
土元義文 外三千二十九名
紹介議員 津田弥太郎君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇〇二号 平成十九年六月六日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 鳥根県松江市外中原町二三三ノ一
谷本ひとみ 外千九百九十九名
紹介議員 景山俊太郎君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇〇三号 平成十九年六月六日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 奈良市菅原町六二 藤井浩司 外
千九百九十九名
紹介議員 前田 武志君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇〇四号 平成十九年六月六日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 鳥根県出雲市稗原町二、五七八ノ

六 後藤勝彦 外千九百九十九名
紹介議員 青木 幹雄君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇一〇号 平成十九年六月六日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 香川県丸亀市中津町一、一九九ノ
一〇 三好孝治 外千九百九十九
名
紹介議員 山内 俊夫君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇一一号 平成十九年六月六日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都府中市西原町四ノ八ノ一四
矢沢大輔 外九百九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇一二号 平成十九年六月六日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 山形市江保五ノ六ノ一九 江口憲
一 外千九百九十九名
紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇一三号 平成十九年六月六日受理
ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 広島市西区井口台二ノ二ノ三二
岡馬重充 外三千五十五名
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第二〇一四号 平成十九年六月六日受理
ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 埼玉県川口市元郷一ノ一七ノ三ノ
一、〇〇六 追田和人 外四千四
百十四名
紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第二〇一六号 平成十九年六月六日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ八ノ三

中島均 外九百六十一名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第二〇二〇号 平成十九年六月六日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 岡山市金岡東町二ノ五ノ九 嘉沢

健一 外千九百九十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇二二号 平成十九年六月六日受理

被用者年金一元化にかかわる既裁定年金削減の中止に関する請願

請願者 愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷

浦二五ノ一 安達博茂 外百三十三名

紹介議員 井上 哲士君

被用者年金一元化法案が通常国会に提出された。年金制度の最大の問題は、膨大な無年金・低年金者の数や年金保険料納付率の低迷など、年金空洞化の問題であり、急ぐべきは、最低保障年金制度など一階部分の抜本的な改善である。職域年金部分廃止の代替制度の先送りに示されるように、政治的意図を優先した法案と言わざるを得ない。同法案には、旧恩給制度にかかわる追加費用の削減と、これに伴う年金削減が含まれている。

一定の歯止めがあるとはいえ、財務省試算によれば数万円から三〇万円の削減となり、退職公務員にとって重大な事態である。恩給制度は、軍人と公務員に国が約束し、国と自治体が行ってきた制度であり、当時の公務員にとって、労働条件の一部である。国などがその費用を負担することは当然の義務である。したがって、追加費用は、共済年金の財源とは異質のものであり、一元化を理由に削減することは許されない。また、受給中の年金の削減は、受給権者の財産権を侵害するものであり、退職公務員の老後の生活設計を狂わせ生活を脅かすものである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、被用者年金一元化を口実に追加費用と既裁定年金を削減しないこと。

二、公務員の生活と権利を圧迫し志気を低下させる一元化をしないこと。

三、最低保障年金制度を含めて、年金制度の抜本改善を行うこと。

第二〇三三三号 平成十九年六月七日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 長野市門沢四、六二一 丸山長治

外千七百六十六名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二〇三三三号 平成十九年六月七日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 秋田市高陽幸町一三ノ一五 鈴木 肇 外二百十四名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第七七八号と同じである。

第二〇三三六号 平成十九年六月七日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 長野県上田市九子五六〇ノ五

網千秀子 外千九百九十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇三七七号 平成十九年六月七日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 北海道北斗市向野六二ノ六八 鳥 井章宏 外千九百九十九名

紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇三八八号 平成十九年六月七日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市加茂町二、六七

四 岡田乃婦恵 外九百九十九名

紹介議員 山下 英利君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇三三九号 平成十九年六月七日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県川口市安行原一、九九八ノ

四 田中功 外四千三百二十五名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇五八八号 平成十九年六月七日受理

マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な引上げに関する請願

請願者 青森市矢田前浅井二四ノ二 木村 孝聡 外二百二十六名

紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

第二〇五九号 平成十九年六月七日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都大田区大森西五ノ七ノ六

鳴島里枝 外千七百五十四名

紹介議員 蓮 舫君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇六〇号 平成十九年六月七日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 北海道旭川市永山四ノ一七ノ一

百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇六一号 平成十九年六月七日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目

安達大輔 外千二百四十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二〇六二二号 平成十九年六月七日受理

じん肺とアスベストの根絶に関する請願

請願者 東京都清瀬市旭が丘二ノ三ノ七ノ

一〇七 久保田芳夫 外六千四百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二〇六三三三号 平成十九年六月七日受理

年金制度の国による直接・一体的運営と社会保険庁職員の雇用確保に関する請願

請願者 京都府長岡京市高台三ノ三 上岸 広子 外四十四名

年金制度の国による直接・一体的運営と社会保険庁職員の雇用確保に関する請願

請願者 京都府長岡京市高台三ノ三 上岸 広子 外四十四名

紹介議員 井上 哲士君

政府・与党が一〇〇年安心としていた二〇〇四年年金改革は、出生率が予想を下回り、給付水準の見直しや支給開始年齢の引上げが取りざたされるなど、不信・不安に拍車が掛かっている。こうした中、昨年一二月に示された与党年金制度改革協議会の「社会保険庁改革の推進について」では、制度や財源は国の管理、運営は非公務員型の公的新法人、業務の大半は民間に委託するとしている。さらに、職員は社会保険庁をいったん退職した後、第三者機関の厳正な審査を経て再雇用するなどとしており、事実上の分割・民営化にほかならない。政府・与党は、これに基づく法案を通常国会に提出した。公的年金制度は、長期にわたる加入記録や保険料の着実な管理が求められる。しかし、多くの業務を民間企業が運営した場合、もうけの対象とされ、商品へと変質し、制度の後退にもつながる。老後の命綱である年金制度は、国の責任により拡充し国の機関が運営することが、国民生活の権利擁護、安心・安全のためにもなくてはならないものである。また、組織改編に伴い、職員の恣意的な選別採用により、大量の解雇を生じさせることは認められない。国の行政機関の減量化では雇用調整本部が設置され、定員を上回る職員の他省庁への配置転換が行われているが、少なくとも、この枠組みを活用し、職員の雇用を確保することは、使用者たる国の責務である。

一、社会保険制度改善を放置し、組織改編のみが検討されている社会保険庁改革を中止すること。公的年金制度はその安定的運営を確保するため、国が直接、責任を持って運営すること。

二、社会保険庁職員に対する、選別採用などの雇用問題や、労働条件の不利変更などの問題を一切生じさせないこと。

第二〇六四号 平成十九年六月七日受理

療養病床廃止・削減と患者負担増の中止等に関する請願

請願者 石川県金沢市間明町二ノ五一ノ七
〇二 寺中清恵 外五千九百五十四名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇六五号 平成十九年六月七日受理
療養病床廃止・削減と患者負担増の中止等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市林三ノ五七ノ四九
本多静代 外五千九百五十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇六六号 平成十九年六月七日受理
生活保護などでの生存権の保障に関する請願

請願者 名古屋市中区三条一ノ六ノ二ノ一、一〇六 加納光枝 外二千六百二十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第二〇六七号 平成十九年六月七日受理
生活保護などでの生存権の保障に関する請願

請願者 秋田県能代市住吉町一三ノ九 米森幸枝 外二千六百二十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第二〇六八号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都西東京市富士町四ノ六ノ一
四 柴田優樹 外二千二百七十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇六九号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都中野区南台三ノ四四ノ六
前田重春 外二千二百七十六名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇七〇号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都府中市矢崎町五ノ一ノ三
岡村尚子 外二千二百七十六名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇七一号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 さいたま市大宮区大成町二ノ二二
三ノ四〇三 佐々木勝義 外千二百七十六名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇七二号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都板橋区清水町八五ノ八 吉田輝雄 外千二百七十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇七三号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎四ノ四一ノ九
吉澤弘隆 外千二百七十六名
紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇七四号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都小平市学園東町六一ノB
ノ三 真砂泰一郎 外千二百七十六名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇七五号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都葛飾区堀切四ノ三八ノ二
小松富雄 外千二百七十六名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇七六号 平成十九年六月七日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都中野区野方四ノ一三ノ九
高坂和行 外千二百七十六名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三一八号と同じである。

第二〇七八号 平成十九年六月七日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜丘四ノ九ノ一〇
ノ一〇一 清水裕子 外千九百九十九名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇八七号 平成十九年六月七日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県加古郡播磨町宮北二ノ八ノ五 畑敬 外九百九十八名

紹介議員 水岡 俊一君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇八八号 平成十九年六月七日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都武蔵野市西久保二ノ一六ノ一七 藤本尚久 外千九百九十九名

紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇八九号 平成十九年六月七日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 埼玉県川口市領家一ノ五ノ二二 岡田サダ子 外四千二百二十二名

紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二〇九〇号 平成十九年六月七日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 東京都日野市程久保三ノ一ノ二 佐藤麗子 外四千二百四十三名

紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第二〇九二号 平成十九年六月七日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡大山町高田一、六八五ノ三 椿まゆみ 外千三百三十七名

紹介議員 常田 享詳君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇九三号 平成十九年六月七日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ六ノ一九ノ六〇一 榎原みさ子 外九百九十九名

紹介議員 小林 温君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二〇一二号 平成十九年六月八日受理
最低賃金の時間額千円以上への引上げと全国一律最低賃金の法制化に関する請願
請願者 熊本市黒髪四ノ一ノ一六ノ三ノ四〇四 江藤裕 外八名

紹介議員 仁比 聡平君
賃金水準が年々低下しており、取り分けパート・臨時、請負、派遣などで働く労働者の賃金は正社員に比べて極めて低く、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」憲法第二五条を奪われている労働者が少なくない。労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」(労働基準法第一条)と定められ、それを保障するだけの賃金水準を確保するために最低賃金法が定められている。しかし、今の最低賃金額ではフルタイムとして働いても月収九〜十二万円程度にしかならず、健康で文化的な生活を支えることはできない。最低賃金制度が導入された当時は、終身雇用制が当然であり、最低賃金の低さが経済に影響を与えることはなかった。しかし、相次ぐ労働法の改悪により、フリーター・パートや臨時など時間給労働者が増加する今日、低過ぎる最低賃金が格差と貧困を拡大する温床となっており、大幅な引上げが急務となっている。今の最低賃金制度は、全国的に一貫した仕組みでないために、他の所得保障制度や、下請単価・工賃、米価・自家労働などとの整合性が取れていない。賃金の社会的底支えをする最低賃金額を引き上げ、労働者・国民の生活改善で景気の安定を図ると同時に、国民生活の最低保障を支えるナショナルミニマムの基軸としての全国一律最低賃金制度の法制化が求められている。

ついては、次の事項について実現を図られた
一、今の地域別最低賃金を、時間額一、〇〇〇円

以上、日額七、四〇〇円以上、月額一五万円以上に引き上げること。

二、全国一律の最低賃金制度を法制化し、地域間格差を解消するとともに、ナショナルミニマム(国民生活の最低保障)の基軸とすること。最低賃金は非課税とすること。

三、家内労働者の最低工賃を大幅に引き上げるとともに、毎年改定すること。また、未適用の家内労働者の業種を新設すること。

第二一〇三三号 平成十九年六月八日受理
社会保険庁・社会保険事務所等の解体・民営化を中止し、年金制度を充実・改善することに関する請願
請願者 名古屋市中区辻町流七ノ二ノ四〇 一 杉崎伊津子 外五千九十一名

紹介議員 井上 哲士君
政府・与党が一〇〇年安心としていた二〇〇四年年金改革は、出生率が予想を下回り、給付水準の見直しや支給開始年齢の引上げが取りざたされるなど、不信・不安に拍車がかかっている。安倍内閣・与党は、年金不信の原因は社会保険庁職員の不祥事にあるとして、社会保険庁を解体し運営の大部分を民営化すると改革の色を出している。このため、国民の年金批判をかわそうとしている。国会へ提出された社会保険庁改革法案では、年金制度の不信・不安には触れることなく、社会保険庁等を廃止して新法人(日本年金機構)をつくり、保険料の徴収や年金給付などの業務を民間企業等に担わせることを可能にしている。長期にわたる多様な加入記録や保険料の着実な管理など、専門性や継続性が求められる業務は着実な管理が求められるべきであるが、数年で委託業者が変わったり、受託業者の撤退によって制度の安定的な運営や給付への影響が出てくる可能性がある。また、国民年金保険料未納者に対する国民健康保険の短期保険証発行など、国民年金改正法案も提出され、国民の生存権をも脅かそうとしている。新法人では、人件費や業務経費も集められた保険料に

よって負担する可能性もあり、将来的に年金の安定した運営ができるか疑問である。老後の命綱である年金制度について、国が直接責任を持つて一体的に運営を行い、個人の経済力にかかわらず老後の生活を保障する、最低保障年金制度の確立が必要不可欠である。

ついては、次の事項について実現を図られた
一、社会保険庁・社会保険事務所等を解体し、民営化する社会保険庁改革法案を廃案とし、国が直接責任を持つて一体的に運営すること。

二、だれもが安心して老後の生活を送れるよう、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設、年金制度を抜本的に充実・改善すること。

第二一〇四号 平成十九年六月八日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 千葉県柏市つくしが丘二ノ一〇ノ二二 辻井節子 外三千三百六十七名

紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第二一〇五号 平成十九年六月八日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 一、五二六ノ一 石井信夫 外五千百十八名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第二一〇六号 平成十九年六月八日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 さいたま市西区指扇三、六四四ノ五ノCノ二〇二 坂地宗雄 外二千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一〇七号 平成十九年六月八日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 京都府城陽市枇杷庄西ノ口八ノ九
山本舞 外二千三百十七名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一〇八号 平成十九年六月八日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市境平塚一、〇九九
ノ二 澁澤嘉子 外千名

紹介議員 山根 隆治君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一〇九号 平成十九年六月八日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 東京都葛飾区金町五ノ五ノ四 田
中亨子 外四百九十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二一一〇号 平成十九年六月八日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 京都市西京区山田町一七 藤坂阿
友美 外七千四百二名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第二一一一号 平成十九年六月八日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇
用の確保に関する請願

請願者 宮崎県都城市内町一、二〇七
ノ四 園田敏夫 外三百三十名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二一二二号 平成十九年六月八日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等
に関する請願

請願者 福岡県中間市池田一ノ三ノ六 中
村忠徳 外二百四十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第二一一六号 平成十九年六月八日受理
難治性進行がん患者の未承認遺伝子治療薬使用を
妨げず、最大限のインフォームド・チョイスと生
存権を保障することに関する請願

請願者 和歌山市芝ノ丁八 吉岡喜久 外
八百名

紹介議員 山本 孝史君
IV期障がん胆道がん、軟部肉腫などの難治性進
行がんは、いまだ治療法が確立していない。した
がって、積極的治療によるQOL(生活の質)の向
上と延命を期待する患者と家族は、医療従事者等
から情報提供を受けながら、自己責任において、
最適と信じる治療法を自ら選択するよりほかな
い。二〇〇六年にフィリピンで承認され米国内
でも治療新薬として使用されている「Rexin-G」
は、有害事象がほとんどなく広範な悪性腫瘍につ
いて一定の臨床的有用性が期待されることから、
国内でも多くの難治性進行がん患者が有償治療外
使用を望んでいる。しかし、通常の未承認薬と異
なり、レトロウイルスベクターを用いた遺伝子治
療薬であることから、カルタヘナ法を根拠に厚生
労働省と環境省の指導によって輸入が規制され
ている。「Rexin-G」のレトロウイルスベク
ターは、既に国内で第一種使用が認められている
複数のレトロウイルスベクターと同様に自己複製
能力を欠いており、環境多様性影響が発生するお
それはないにもかかわらず、一五〇例を超す国内
外の臨床試験や治療外使用を通じて「Rexin
-G」の安全性と一定の臨床的有用性が実証され
つつあるという情報だけを与えられ、国内で「R
exin-G」の投与を受けることを選択する自
由を奪われている現状は、難治性進行がん患者の
生存権を侵害するものである。難治性進行がん患
者の予後にかんがみ、この問題はできる限り早期

に解決が図られなくてはならない。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、がんの遺伝子治療用の向癌性ナノパーティ
クル「Rexin-G」(Retroviral Expression
Vectors Bearing Inhibitory Genes)に「
「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生
物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ
法)第一種使用規程を速やかに承認し、日本国
内での治療外使用(compassionate use)を妨げ
ないこと。

第二一一七号 平成十九年六月八日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合
的対策の早期実現に関する請願

請願者 熊本県天草市本町下河内一、七八
四ノ三 山下祐二 外二千八百二
十九名

紹介議員 木村 仁君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二一一八号 平成十九年六月八日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 熊本市南熊本三ノ一ノ一三 古賀
勇二 外千九百九十九名

紹介議員 木村 仁君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一一九号 平成十九年六月八日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 横浜市泉区和泉町五五ノ五〇
遠藤周太 外九百九十九名

紹介議員 川口 順子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一二三号 平成十九年六月八日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇
用の確保に関する請願

請願者 静岡県藤枝市平島六三九ノ一〇

小川桜

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二一二五号 平成十九年六月八日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 福岡市早良区大字石釜七ノ五
山本英樹 外千九百九十九名

紹介議員 喜納 昌吉君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一二六号 平成十九年六月八日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 栃木県小山市羽川四六ノ二八 高
井正巳 外千九百五十七名

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二一二七号 平成十九年六月八日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合
的対策の早期実現に関する請願

請願者 栃木県小山市栗宮一、九五ノ一
七 秋葉稔 外六千八百七十四名

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

平成十九年六月二十六日印刷

平成十九年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局